第２期

渋川市子ども・子育て支援事業計画

【令和２年度～令和６年度】

令和２年３月
渋川市

はじめに

本市では、「子育てと成長の喜びを実感できる魅力のあるまち渋川」を基本理念とする「渋川市子ども・子育て支援事業計画」を平成２７年３月に策定しました。これまで、この計画に基づいて、教育・保育や子育て支援に関する事業の充実を図り、全ての人が子ども・子育て支援についての関心と理解を深め、それぞれが協働しながら役割を果たしていくまちづくりの推進に向け、様々な施策に取り組んで参りました。

この間、国では、未婚率の上昇や晩婚化、ライフスタイル・価値観の多様化、経済状況などの様々な要因から進行する少子化対策の一環として、令和元年１０月から幼児教育・保育の無償化を実施しました。本市においては、国の制度対象外である０歳から２歳までの住民税課税世帯についても保育料を無償とする「保育料の完全無料化」を行い、子育て世帯の支援と少子化対策に取り組んでおります。

この度、現計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、社会状況の変化に対応しつつ、市の主要計画と連携し、諸情勢の変化に呼応するとともに、現計画の成果と新たな課題を踏まえた上で、令和２年度から６年度を計画期間とする「第２期渋川市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

子どもの健やかな成長を願い、地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立支援などに努めるとともに、働き方改革や幼児教育等の無償化などの新たな社会の環境の変化に対応し、幅広い観点から一層の次世代育成支援の充実を図り、「子どもたちがいきいきとすこやかに育つ渋川」の実現に向け、総合的かつ計画的に進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心に御審議賜りました渋川市子ども・子育て会議委員の皆さま、ニーズ調査に御協力をいただきました皆さま、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和２年３月

渋川市長　高木 勉

目　次

第１章　計画の策定にあたって……1

第１節　計画の背景・趣旨……1
第２節　計画の法的根拠と位置づけ……2
第３節　計画の期間……3
第４節　計画の対象・策定体制……3
第５節　計画策定の基本的視点……4

第２章　渋川市の子ども・子育てを取り巻く状況……5

第１節　渋川市の概況……5
第２節　子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要……14
第３節　保育所（園）・幼稚園・認定こども園等の状況……19
第４節　第１期計画の進捗評価……22
第５節　課題のまとめと今後の方向性……26

第３章　計画の理念・目標及び施策体系……28

第１節　計画の基本的視点……28
第２節　計画の基本理念……29
第３節　計画の基本目標……29
第４節　施策の体系……31

第４章　具体的施策・事業の展開……32

第１節　基本目標１「地域における子育ての支援」の施策……32
第２節　基本目標２「母親と乳幼児の健康の確保及び増進」の施策……36
第３節　基本目標３「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」の施策……39
第４節　基本目標４「子育てを支援する生活環境の整備」の施策……43
第５節　基本目標５「職業生活と家庭生活との両立の推進」の施策……45
第６節　基本目標６「子どもの安全の確保」の施策……46
第７節　基本目標７「要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進」の施策……48

第５章　数値目標及び確保方策について……51

第１節　教育・保育の提供区域の設定……51
第２節　教育・保育事業の数値目標と確保方策……51
第３節　地域子ども・子育て支援事業の数値目標と確保方策……54

第６章　計画の推進について……60

第１節　計画の推進体制……60
第２節　計画の進行管理……60

資料編……61

１　渋川市子ども・子育て支援事業計画策定経過……61
２　渋川市子ども・子育て会議条例……63
３　渋川市子ども・子育て会議委員名簿……65
４　渋川市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会設置要綱……66
５　渋川市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員名簿……67

第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画の背景・趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の平成 31 年４月１日現在の総人口は77,477人、そのうち０～11歳の児童人口は6,231人で、平成27年の児童人口（7,059人）と比べると828人の減少となっています。少子化が進行している理由として、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化を背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、平成 24 年に「子ども・子育て関連３法」が制定され、「子ども・子育て支援新制度」では「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、（１）質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、（２）保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、（３）地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むこととなっています。

平成 29 年には、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定し、「全世代型の社会保障」の一環として、令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世代の費用負担に係る大きな変化となっています。この変化に伴い、少子化対策に限らず、女性の社会進出の促進や、教育・保育事業へのニーズの増大なども予測されることから、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となります。

本市では、平成 27 年３月に策定した「第１期渋川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭・学校・地域・職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきましたが、計画の期間が令和元年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和２年度から令和６年度の５か年を計画期間とする「第２期渋川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第２節　計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定したものです。

■子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連３法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを総合的に推進していく新しい仕組みです。

そのため、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て家庭の状況や事業等の利用状況・利用希望を把握し、計画的な事業や施設などの実施、整備を図るためのものです。

本計画は、本市の最上位計画である「第２次渋川市総合計画」をはじめ、子ども・子育て施策に関係する本市の各分野の計画・条例と連携・整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を充分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

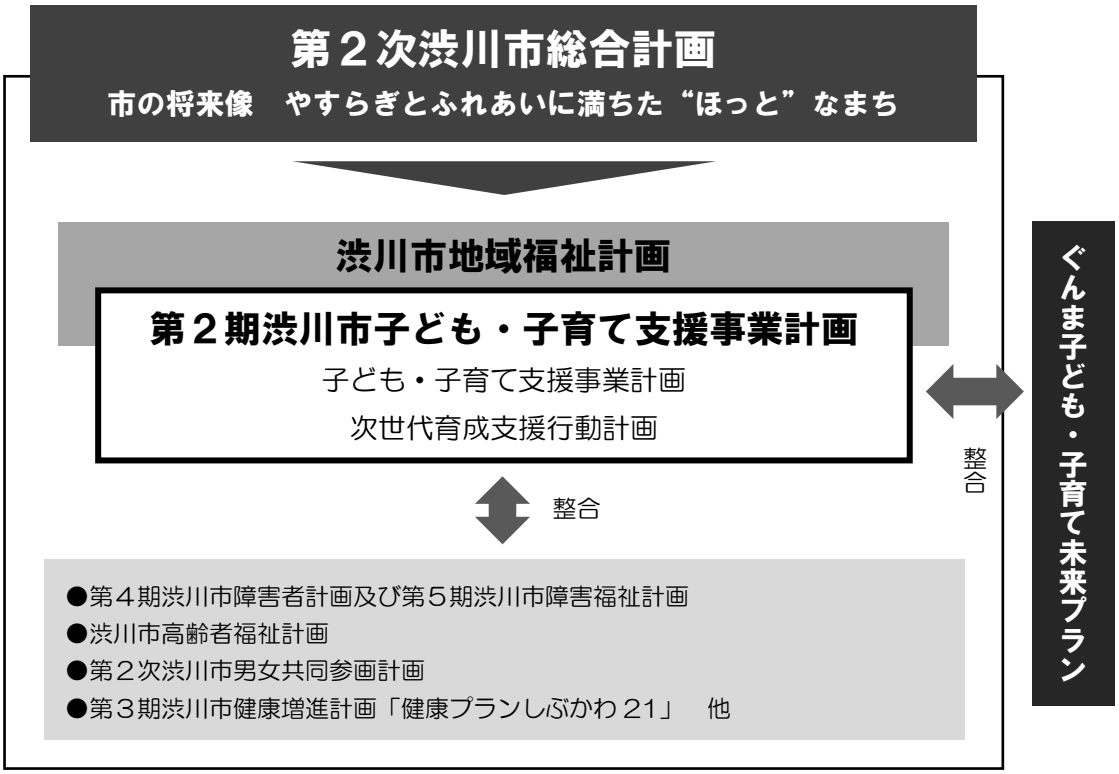

第３節　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。また、社会経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

第４節　計画の対象・策定体制

１　計画の対象

本計画の対象は、子どもとその家庭を中心に、地域や事業所・関係団体・行政機関等の地域を構成するすべての個人と団体です。

２　計画の策定体制

（１）渋川市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条に基づく機関で、学識経験者や子ども・子育て支援事業者、保護者等によって構成される「渋川市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

（２）子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設・サービスについて、保護者の利用希望を把握するほか、より幅広いニーズを把握するため、就学前児童・小学生の保護者を対象に調査を実施した結果を計画に反映しました。

（３）パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和元年 12 月 16 日から令和２年１月 14 日の期間でパブリックコメントを実施し、計画案を取りまとめました。

第５節　計画策定の基本的視点

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を反映させていくとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「後期行動計画策定指針」に示された「基本的な視点」として①子どもの視点、②次代の親づくりという視点、③サービス利用者の視点、④社会全体による支援の視点、⑤仕事と生活の調和の実現の視点、⑥すべての子どもと家庭への支援の視点、⑦地域における社会資源の効果的な活用の視点、⑧サービスの質の視点、⑨地域特性の視点を引き継いでいくこととします。

１　子ども・子育て支援法に基づく基本指針

（１）子どもの育ちに関する理念

・人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに周囲の環境に対して能動的に働きかける力を有する。
・発達に応じた適切な保護者の関わりや子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。

（２）子育てに関する理念

・保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うとともに、発達に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと。
・一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。

（３）社会のあらゆる分野における構成員の責務

・子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つ。
・未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが必要。

第２章　渋川市の子ども・子育てを取り巻く状況

第１節　渋川市の概況

１　人口・世帯の状況

（１）総人口と年齢階層別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、平成31年で77,477人と、平成27年の81,246人と比べて3,769人の減少となっています。

年齢階層別人口の推移は、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少傾向で推移しています。平成31年の年少人口は8,101人と、平成27年の9,116人と比べて1,015人の減少となっています。

年齢階層別人口の構成比は、平成31年で年少人口が10.5%、生産年齢人口が55.9%、高齢者人口が33.7%となっています。

【人口の推移】

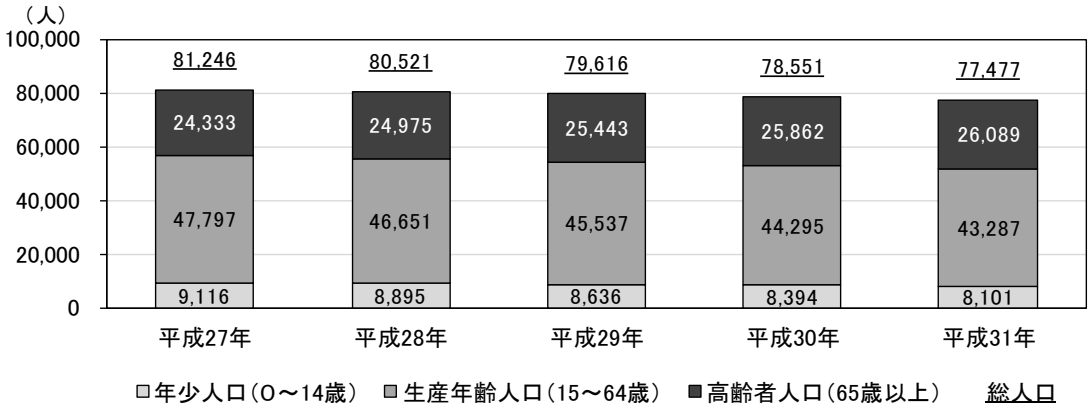

【年齢階層別人口構成比】

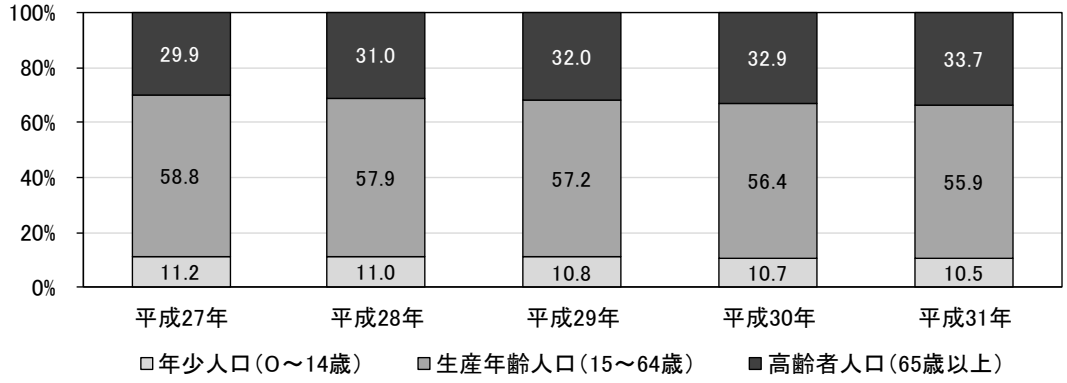

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）総人口と年齢階層別人口の推計

本市の人口推計は、令和６年には、総人口が 72,017 人で、年少人口が 6,935 人で７千人を下回ることが予測されます。

年齢階層別人口の構成比は、年少人口（０～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少する一方、高齢者人口（65 歳以上）は増加を続け、令和６年には高齢化率は 36.8%と予測されます。

【人口の推計】

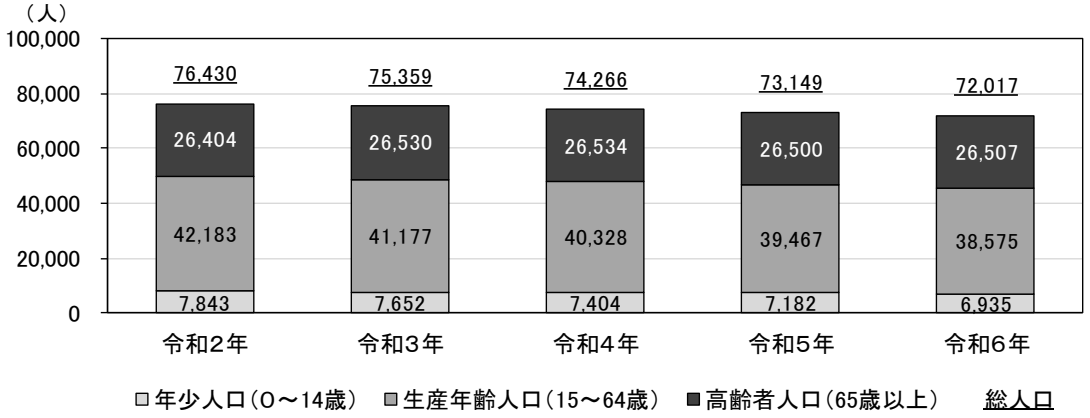

【年齢階層別人口構成比】

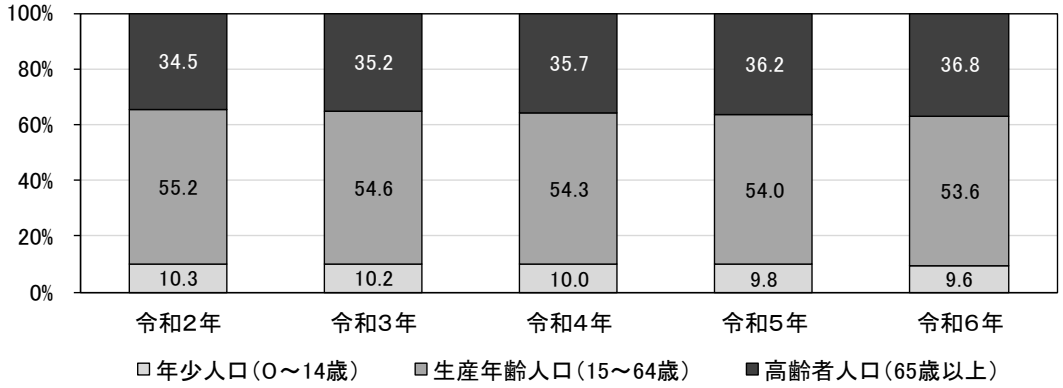

資料：コーホート変化率法による人口推計（各年４月１日現在）

※コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

（３）児童人口（０～11 歳）の推移

本市の０～11 歳の児童人口は、平成 31 年で 6,231 人と、平成 27 年の 7,059 人と比べて 828 人の減少となっています。年齢階層別も、減少傾向で推移しています。

【児童人口（０～11 歳）の推移】

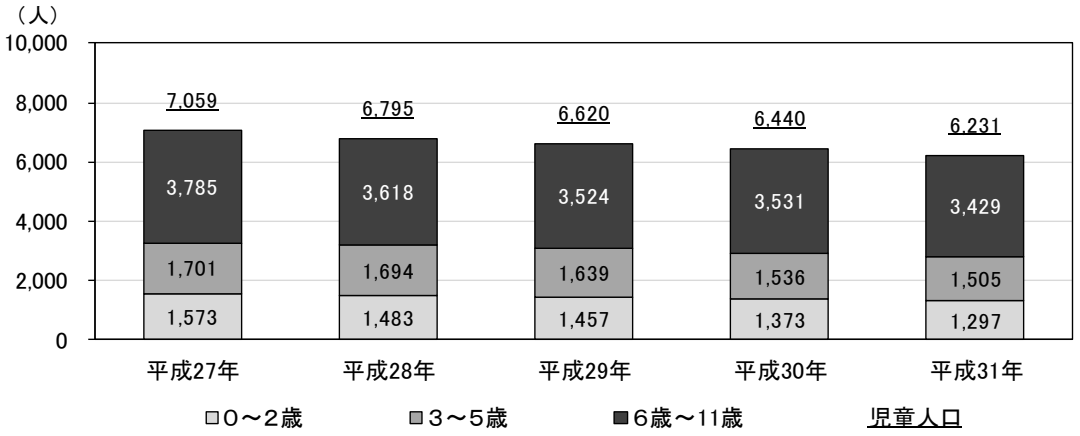

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（４）児童人口（０～11 歳）の推計

本市の０～11 歳の児童人口の推計は、令和６年で 5,210 人と平成 31 年の 6,231 人と比べて 1,021 人の減少となっています。年齢階層別も、平成 31 年と比べて、０～２歳が 196 人、３～５歳が 281 人、６～11 歳が 544 人の減少となっています。

【児童人口（０～11 歳）の推計】

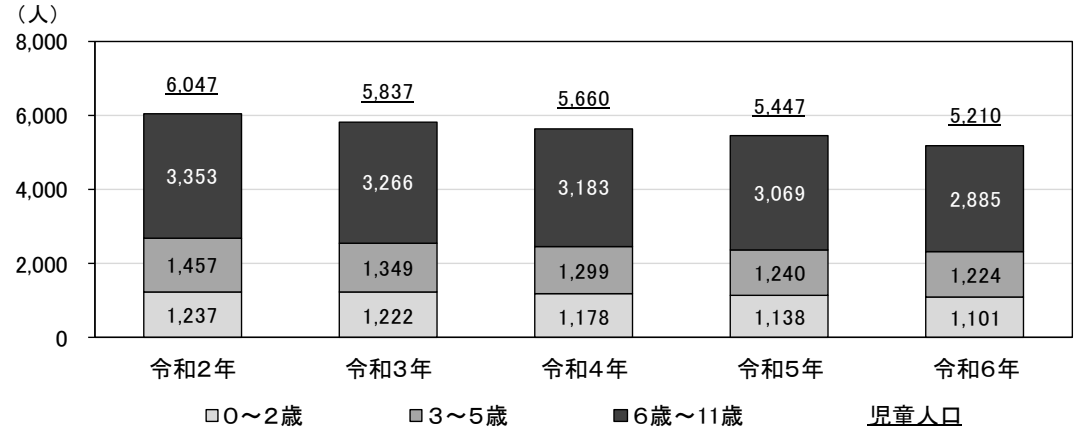

資料：コーホート変化率法による人口推計（各年４月１日現在）

（５）世帯数及び一世帯当たり人員の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移し、平成 31 年で 32,224 世帯と、平成 27 年の 31,819 世帯と比べて 405 世帯の増加となっています。

１世帯当たりの人員は、世帯数の増加に反し減少で推移し、平成 31 年は 2.40 人／世帯となっています。

【世帯数及び一世帯当たり人員の推移】

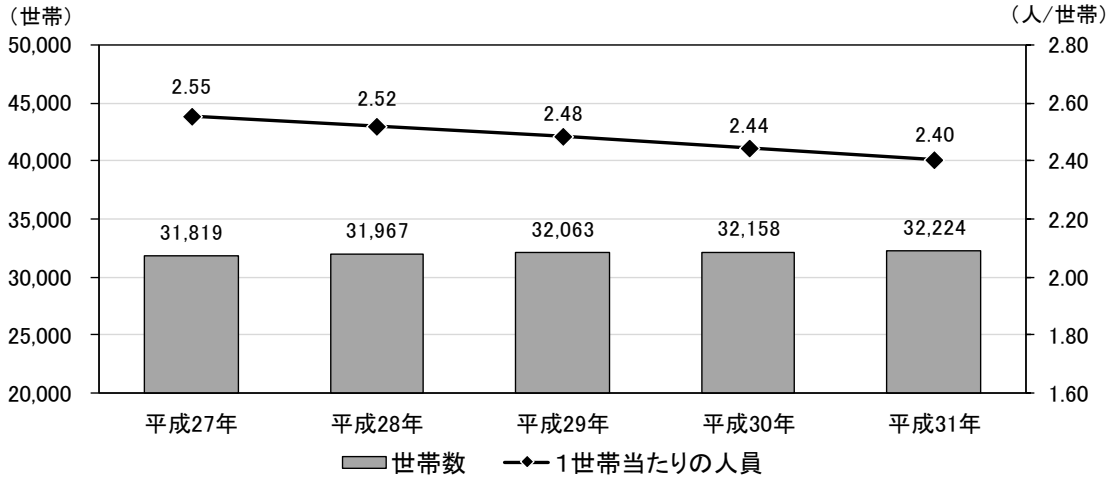

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（６）人口動態の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、各年マイナスとなっており、平成 30 年は 662 人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）も、各年マイナスとなっており、平成 30 年は 411 人のマイナスとなっています。

【自然動態：出生数及び死亡数の推移】

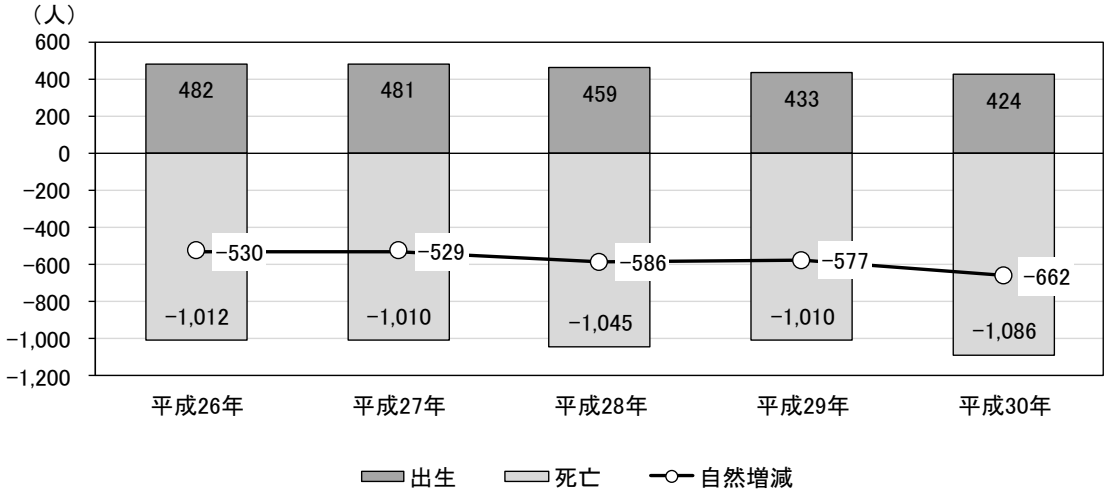

資料：群馬県人口動態統計（平成 30 年は概算）

【社会動態：転入者数及び転出者数の推移】

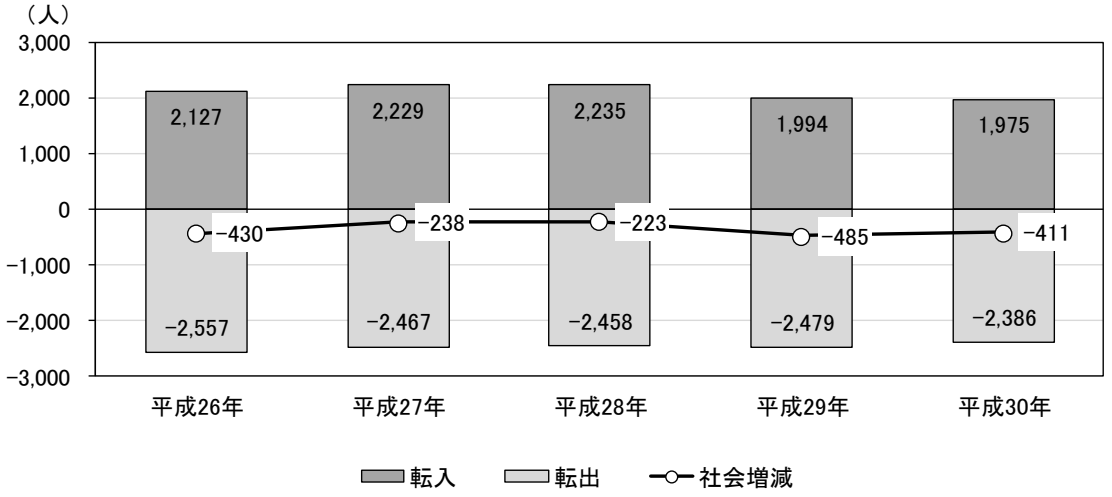

資料：群馬県移動人口調査

２　結婚・出産等の状況

（１）出生数と出生率の推移

本市の出生数は、減少傾向で推移し、平成 29 年で 433 人と、平成 25 年の 499 人と比べて 66 人の減少となっています。また、本市における人口千人当たりの出生率は 5.7 と、国や県の出生率を下回っています。

【出生数と出生率の推移】

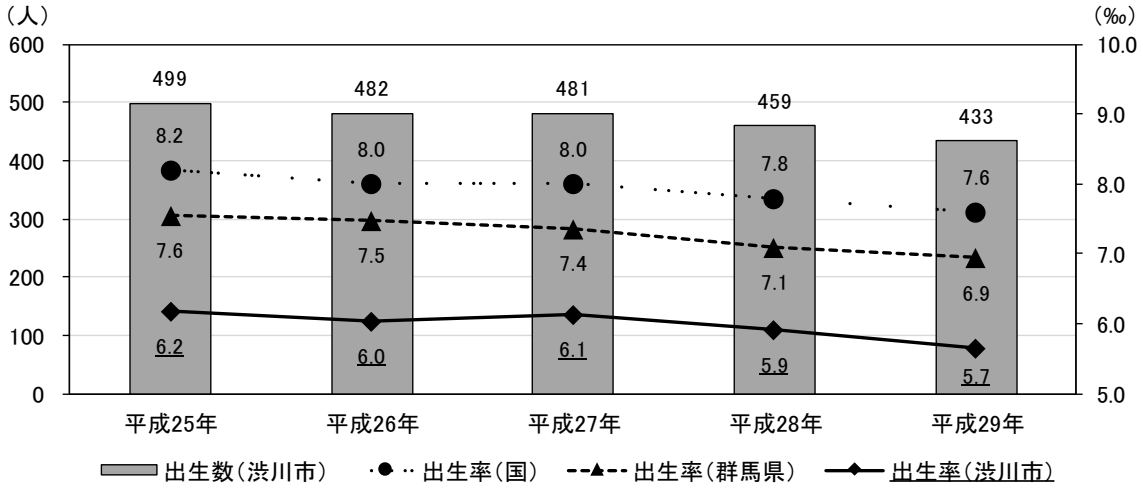

資料：群馬県人口動態統計

（２）合計特殊出生率の推移

本市における１人の女性が生む子どもの数を表す「合計特殊出生率」は、平成 29 年で 1.30 人となっており、国や県と比べて低い水準となっています。

【合計特殊出生率の推移】

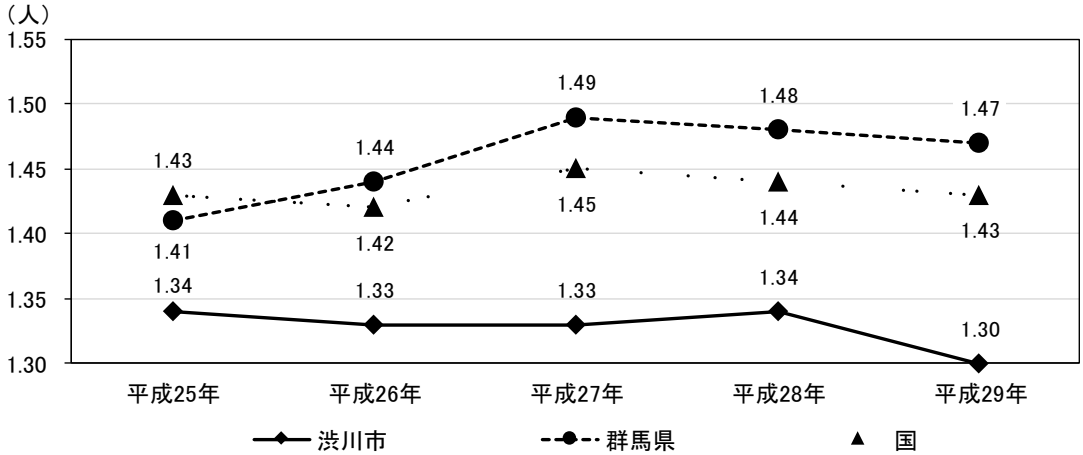

資料：群馬県人口動態統計

※合計特殊出生率とは、15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数をいいます。

（３）婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、減少傾向で推移し、平成 29 年で 262 件と平成 25 年の 345 件と比べて 83 件の減少となっています。離婚件数は、概ね横ばいで推移し、平成 29 年で 119 件となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

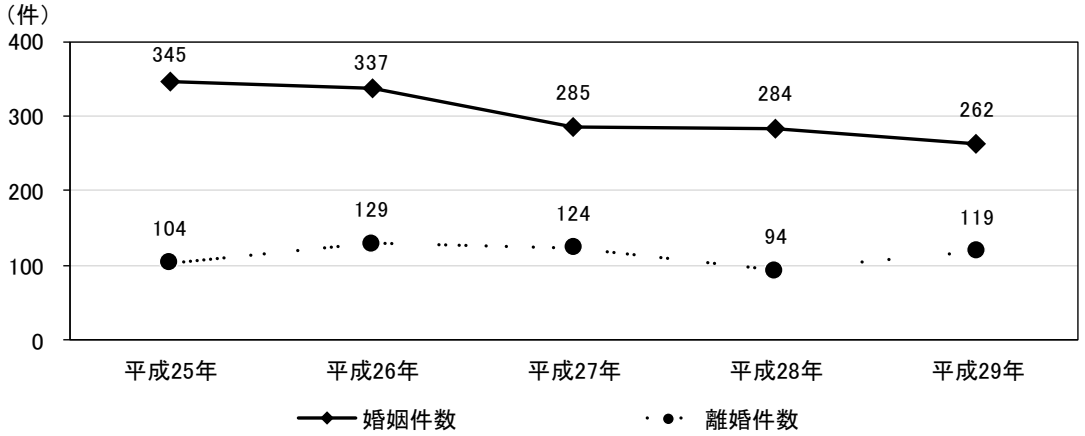

資料：群馬県人口動態統計

（４）婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、県を下回る数値で推移し、平成 29 年は 3.4 となっています。離婚率についても、県を下回る数値で推移し、平成 29 年は 1.55 となっています。

【婚姻率・離婚率の推移】

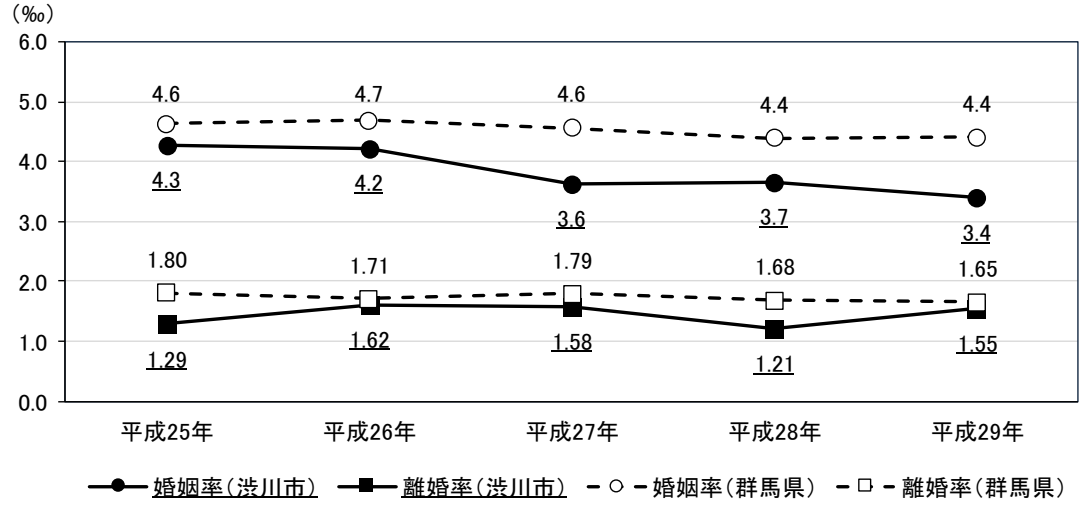

資料：群馬県人口動態統計

※婚姻率・離婚率とは、人口千人に対する婚姻（離婚）件数の割合で、各年 10 月 1 日現在の人口に対する年間の婚姻（離婚）件数の割合を表しています。

（５）児童扶養手当受給者の推移

ひとり親家庭で子どもを養育している保護者に対し、生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給しています。

本市における児童扶養手当受給者数は、平成 29 年を除き、減少傾向で推移しています。

【児童扶養手当受給者の推移】

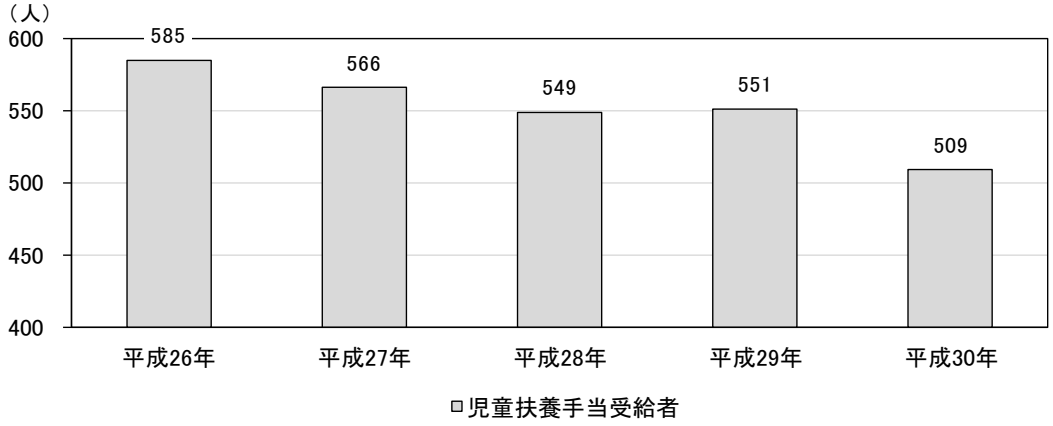

資料：渋川市こども課

３　就労の状況

（１）女性就業率の推移

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる 30 歳代で一時的に減少し、40 歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」は、平成 22 年から平成 27 年にかけて、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向がみられるものの、依然として 30 歳代では出産・子育てにより就労を中断している状況がみられます。県と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。

【女性就業率の推移】

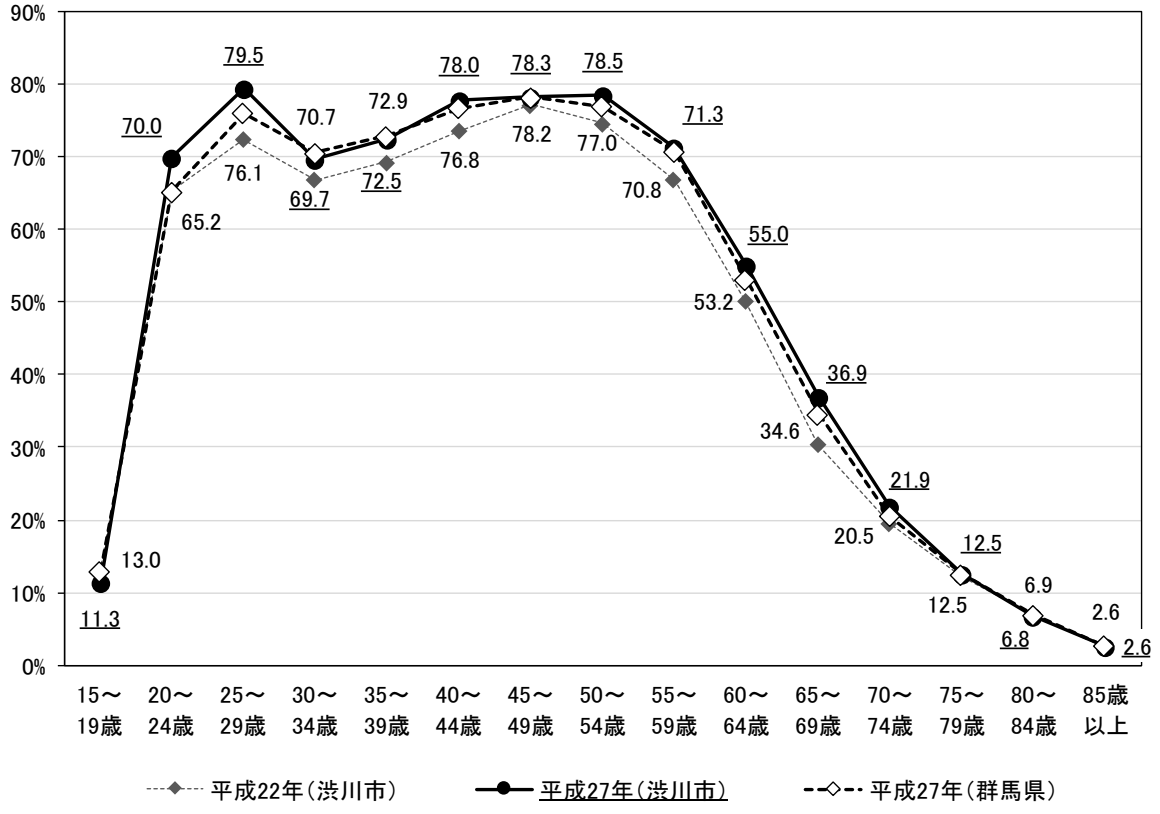

資料：国勢調査（数値は平成 27 年の渋川市と群馬県のみ表示）

第２節　子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要

１　調査の概要

（１）調査の目的

「第２期渋川市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開・充実を図ることを目的に実施しました。

（２）調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査対象
①就学前児童の保護者	1,800 人	市内在住の就学前児童を持つ保護者
②小学生の保護者	1,400 人	市内在住の小学校の児童を持つ保護者

（３）実施概要

●調査地域：渋川市全域
●調査形式：アンケート調査
●調査方法：【調査①】郵送配布・郵送回収
　　【調査②】小学校を通して調査票を配布・回収
●調査期間：平成 31 年１月９日～平成 31 年１月 21 日

（４）回収結果

調査区分	調査票配布数	回収数	回収率
①就学前児童の保護者	1,800 人	883 件	49.1%
②小学生の保護者	1,400 人	1,157 件	82.6%
合計	3,200 人	2,040 件	63.8%

※グラフ中の比率は小数点第２位以下を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0%とならない場合があります。
※以下の調査結果について、「ｎ」は有効回答数（または該当質問での回答数）のことです。
※結果概要に記載のある「前回調査」とは、第１期計画策定の基礎調査として平成 25 年度に行った調査を指します。

２　結果概要

（１）子どもをみてもらえる人の割合について

子どもをみてもらえる人の割合は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族がみてくれる」が最も多くなっています。また、「いずれもいない」という回答が約１割となっています。

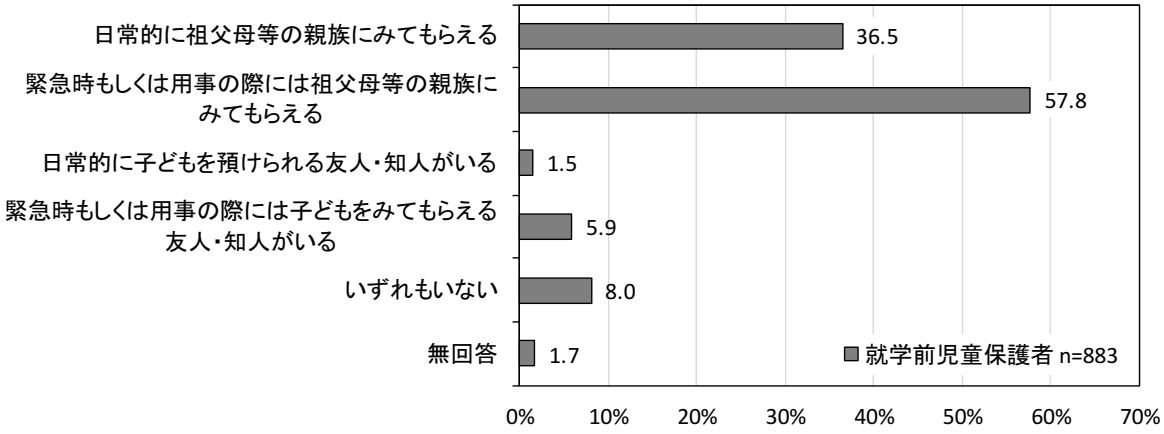

（２）相談できる人、場所の有無について

相談相手の有無については、「いる／ある」が多くを占める一方で、少数ではあるものの、「いない／ない」という回答が 4.1%となっています。

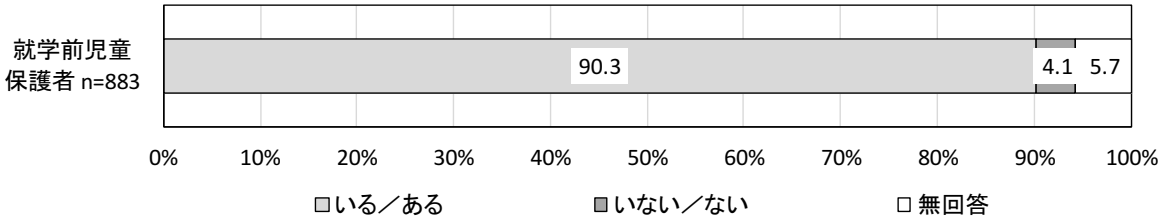

（３）母親の就労状況について

母親の就労状況について、産休・育休・介護休業中に関わらず、フルタイムやパート・アルバイト等で『就労している』と回答した割合の合計を前回調査と比較すると、就学前児童で 12.8 ポイント、小学生で 4.9 ポイント上回っており、就学前児童、小学生ともに就労している母親が増加している状況がうかがえます。

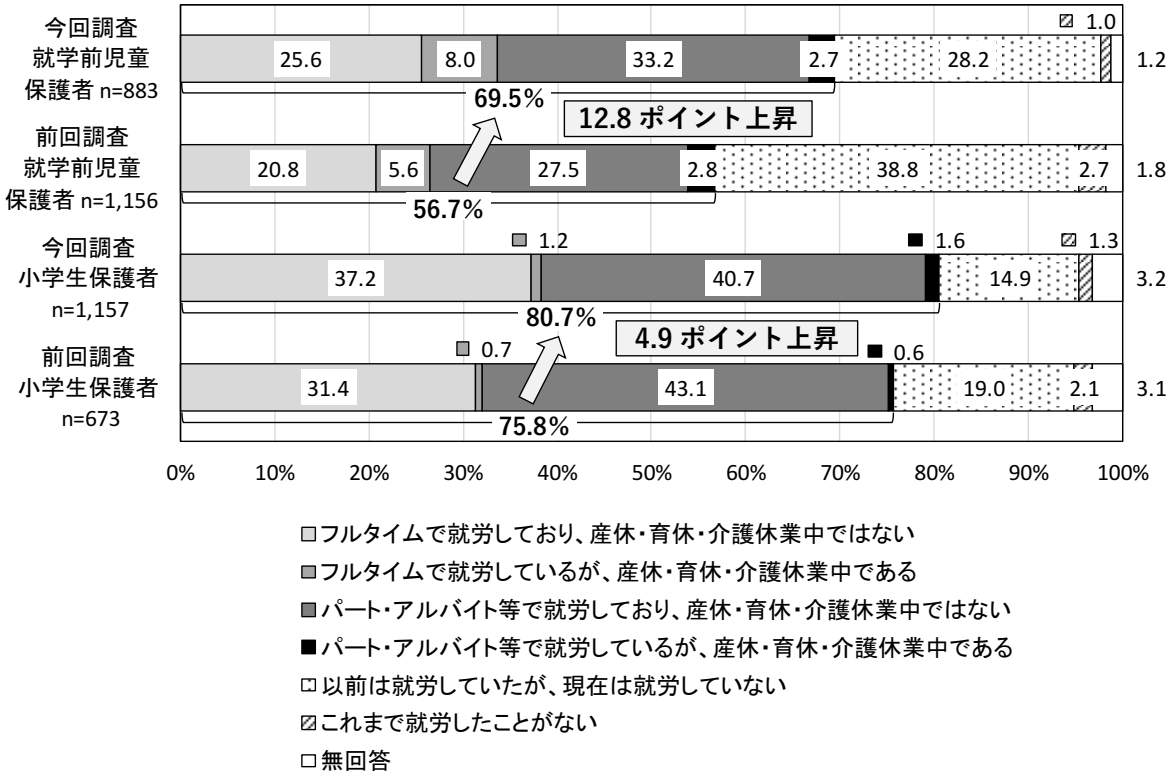

（４）就労していない母親の就労希望について

就労していない母親の就労希望については、就学前児童では、就労したい意向を持っている割合が 76.4%、小学生では、60.4%となっています。

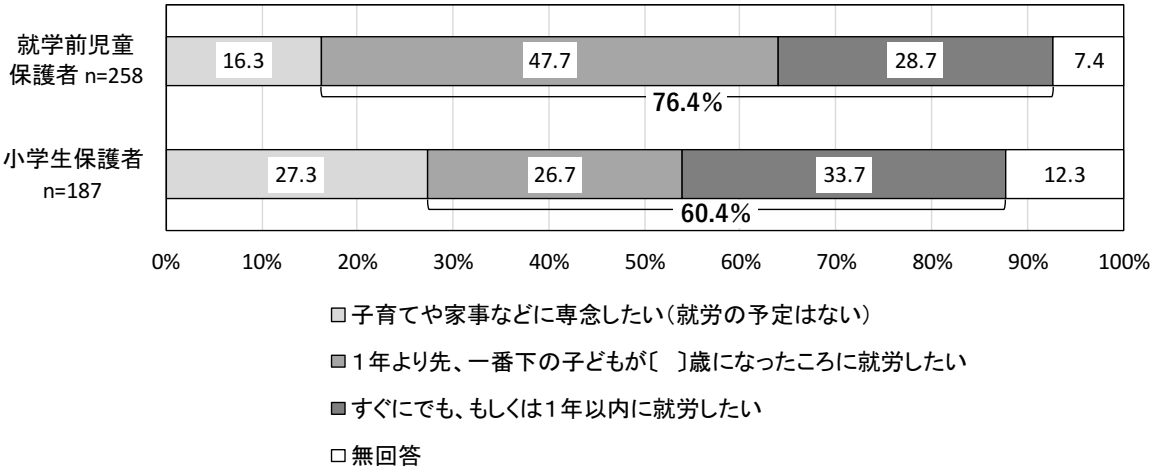

（５）就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」と回答した割合は 75.0%と、前回調査（62.2%）より 12.8 ポイント増加しており、女性就業率の上昇による共働き世帯の増加が影響していると考えられます。４人に３人が利用している状況となっています。

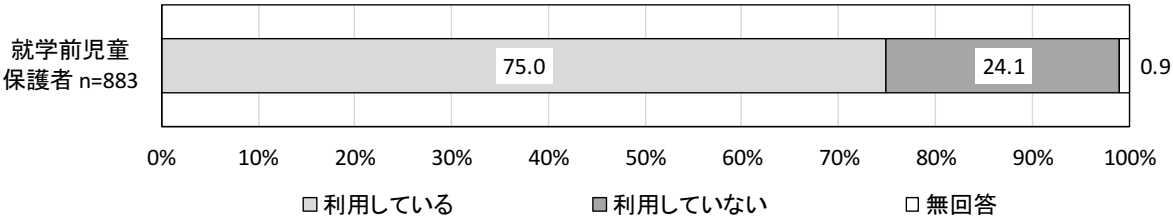

（６）就学前児童の平日の定期的な教育・保育の利用について

就学前児童の平日の定期的な教育・保育の利用について、現在の利用状況と今後の利用意向をみると、ともに「認可保育所（園）（公立・民間）」が最も高く、それぞれ 50%以上となっており、次いで「認定こども園」、「幼稚園」となっています。

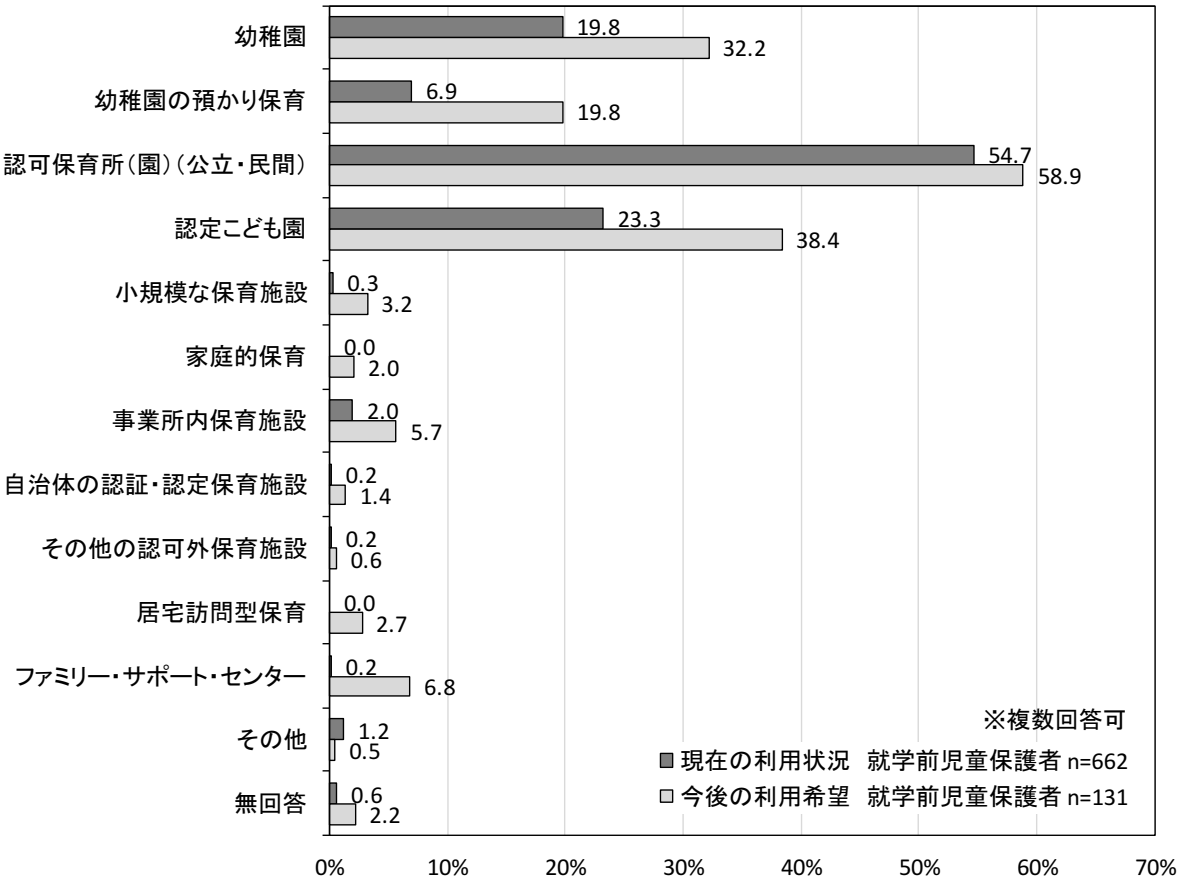

（７）放課後児童クラブの利用意向について

小学生保護者の放課後児童クラブの利用意向は、低学年では 31.2%、高学年では 20.7%となっています。

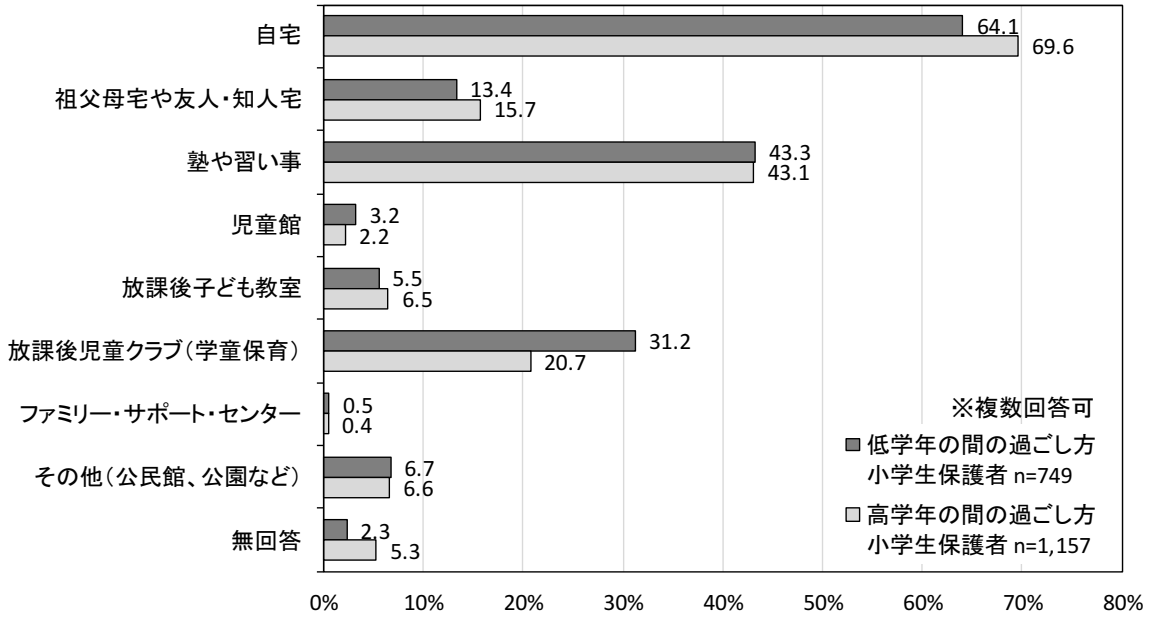

（８）育児休業の取得状況について

育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」と回答した割合をみると、就学前児童の母親は 36.2%、小学生の母親は 26.3%となっていますが、依然として父親が育児休業を取得する割合は低くなっています。

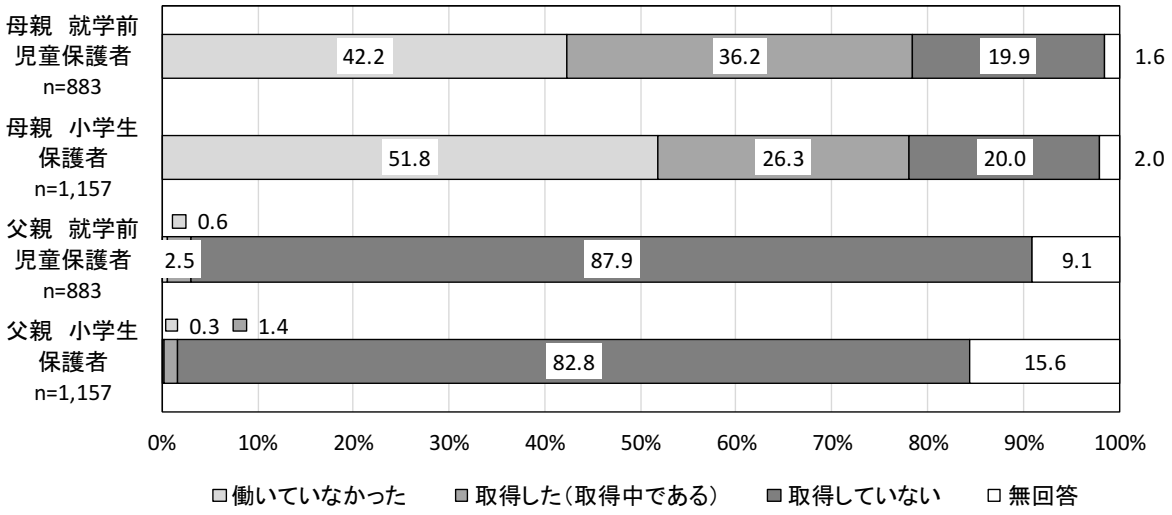

第３節　保育所（園）・幼稚園・認定こども園等の状況

１　保育所（園）の状況

本市における認可保育園数は平成 31 年３月１日現在、13 か所（公立４、民間９）あり、入所児童数は合計で 1,387 人と、平成 26 年３月１日現在の 1,619 人と比べると 232 人の減少となっています。年齢階級別でみても、各年齢で減少傾向となっています。

■保育所（園）の状況

年		平成 26 年（平成 25 年度）	平成 27 年（平成 26 年度）	平成 28 年（平成 27 年度）	平成 29 年（平成 28 年度）	平成 30 年（平成 29 年度）	平成 31 年（平成 30 年度）
定員（人）		1,550	1,550	1,501	1,491	1,491	1,291
施設数（箇所）		14	14	14	14	14	13
入所児童数	０歳（人）	144	143	148	149	133	111
	１歳（人）	253	238	233	254	246	213
	２歳（人）	278	303	283	293	307	241
	３歳（人）	292	326	346	309	318	283
	４歳（人）	340	296	320	352	306	276
	５歳（人）	312	343	302	320	352	263
	合計（人）	1,619	1,649	1,632	1,677	1,662	1,387

資料：渋川市こども課（各年３月１日現在）

２　幼稚園の状況

本市における幼稚園数は平成 31 年３月１日現在、５か所（公立のみ）あり、入園児童数は 314 人と、平成 26 年３月１日現在の 774 人と比べると 460 人の減少となっています。減少の原因については、児童数の減少と幼稚園の認定こども園への移行の影響が考えられます。

■幼稚園の状況

年		平成 26 年（平成 25 年度）	平成 27 年（平成 26 年度）	平成 28 年（平成 27 年度）	平成 29 年（平成 28 年度）	平成 30 年（平成 29 年度）	平成 31 年（平成 30 年度）
定員（人）		1,485	1,485	1,040	1,040	500	500
施設数（箇所）		7	7	7	7	5	5
入園児童数	公立（人）	459	442	454	430	362	314
	私立（人）	315	322	339	310		
	合計（人）	774	764	793	740	362	314

資料：渋川市こども課（各年３月１日現在）

３　認定こども園の状況

本市における認定こども園数は平成 31 年３月１日現在、３か所（民間のみ）あり、入園児童数は合計で 568 人と、認定こども園が設置された平成 30 年３月１日現在の 342 人と比べると 226 人の増加となっています。年齢階級別でみても、各年齢で増加傾向となっています。

■認定こども園の状況

年		平成 26 年（平成 25 年度）	平成 27 年（平成 26 年度）	平成 28 年（平成 27 年度）	平成 29 年（平成 28 年度）	平成 30 年（平成 29 年度）	平成 31 年（平成 30 年度）
定員（人）						375	630
施設数（箇所）						2	3
入園児童数	０歳（人）						21
	１歳（人）						35
	２歳（人）					26	78
	３歳（人）					98	150
	４歳（人）					113	139
	５歳（人）					105	145
	合計（人）					342	568

資料：渋川市こども課（各年3月1日現在）

４　放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブは、平成 31 年４月１日現在、21 支援単位あり、平成 30 年度の年平均利用児童数は合計で 764 人と、平成 26 年度の 630 人と比べて 134 人の増加となっています。低学年（１～３年）、高学年（４～６年）別でみても、それぞれ増加傾向となっています。

■放課後児童クラブの状況

年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
施設数（支援単位数）		18	17	17	18	19	21
年平均利用児童数	1～3年（人）	441	481	482	522	545	
	4～6年（人）	189	181	190	226	219	
	合計（人）	630	662	672	748	764	

資料：渋川市こども課

5　ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターの会員数は平成 27 年度以降横ばいで推移していますが、活動件数は、平成 30 年度で 656 件と、平成 26 年度の 261 件と比べて 395 件の増加となっています。

■ファミリー・サポート・センターの状況

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
会員合計（人）	1,143	1,174	1,172	1,165	1,172
おねがい（依頼）会員（人）	953	979	980	967	975
まかせて（提供）会員（人）	122	122	124	140	138
どっちも（両方）会員（人）	68	73	68	58	59
活動件数（件）	261	253	321	383	656

資料：渋川市こども課

6　地域子育て支援拠点の状況

本市の地域子育て支援拠点の活動は、「子育て支援総合センター」、「民間保育園・認定こども園」、「公立保育所（自園実施）・幼稚園（出向き支援）」に分かれており、民間保育園・認定こども園と公立保育所・幼稚園の年間利用者が減少傾向であるのに対し、子育て支援総合センターの年間利用者は、平成 30 年度で 35,246 人と、平成 26 年度の 7,777 人と比べて５倍近くの利用者数となっています。

■地域子育て支援拠点の状況

<table>
<tr><th colspan="2">年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr>
<tr><td colspan="2">子育て支援総合センター
年間利用者数（人）</td><td>7,777</td><td>8,773</td><td>8,072</td><td>34,160</td><td>35,246</td></tr>
<tr><td rowspan="2">民間
保育園等</td><td>実施箇所（箇所）</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td></tr>
<tr><td>年間利用者（人）</td><td>21,272</td><td>17,459</td><td>15,752</td><td>12,853</td><td>13,186</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公立
保育所</td><td>実施箇所（箇所）</td><td rowspan="4">4,514</td><td rowspan="4">3,994</td><td rowspan="4">3,230</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>年間利用者（人）</td><td>1,830</td><td>1,660</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公立
幼稚園</td><td>実施箇所（箇所）</td><td>5</td><td>5</td></tr>
<tr><td>年間利用者（人）</td><td>2,519</td><td>1,915</td></tr>
</table>

資料：渋川市こども課

※子育て支援総合センターは平成 29 年度に開設（平成 28 年度以前は、子育て支援センター）。
※公立保育所は平成 29 年度より自園実施（平成 28 年度以前は出向き支援）。
※公立幼稚園は出向き支援。

第４節　第１期計画の進捗評価

第１期渋川市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、基本目標ごとに評価を行いました。

基本目標１　地域における子育ての支援の総括

平成 30 年度時点での進捗評価においては、全体の 23.9%（全 46 事業のうち 11 事業）が「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」、全体の 73.9%（全 46 事業のうち 34 事業）が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各施策の事業数における「進捗評価Ａ」の割合をみると、『児童の健全育成』が 43.5%で最も高く、次いで、『地域における子育て支援サービスの充実』が 7.1%となっています。なお、『子育て支援のネットワークづくり』は、１事業が「停滞・未着手」と評価されています。

施策の方向	事業数	進捗評価（平成 30 年度）				
		A	B	C	D	E
１．地域における子育て支援サービスの充実	14	1	13			
２．保育サービスの充実	7		7			
３．子育て支援のネットワークづくり	2		1		1	
４．児童の健全育成	23	10	13			
計	46	11	34		1	

■進捗評価

Ａ：計画通り（または計画以上）に順調に推移している　　Ｂ：概ね計画通り順調に推移している

Ｃ：計画よりやや遅れが生じている　　Ｄ：停滞・未着手

Ｅ：廃止（統合・集約または廃止）

基本目標２　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進の総括

平成 30 年度時点での進捗評価においては、全体の 37.1％（全 35 事業のうち 13 事業）が「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」、全体の 62.9％（全 35 事業のうち 22 事業）が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各施策の事業数における「進捗評価Ａ」の割合をみると、『子どもや母親の健康の確保』が 47.8％で最も高く、次いで、『小児医療の充実』が 20.0％、『食育の推進』が 16.7％と評価されています。

施策の方向	事業数	進捗評価（平成 30 年度）				
		A	B	C	D	E
１．子どもや母親の健康の確保	23	11	12			
２．食育の推進	6	1	5			
３．思春期保健対策の充実	1		1			
４．小児医療の充実	5	1	4			
計	35	13	22			

■進捗評価
Ａ：計画通り（または計画以上）に順調に推移している　Ｂ：概ね計画通り順調に推移している
Ｃ：計画よりやや遅れが生じている　Ｄ：停滞・未着手
Ｅ：廃止（統合・集約または廃止）

基本目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備の総括

平成 30 年度時点での進捗評価においては、全体の 49.0％ずつ（全 49 事業のうち 24 事業ずつ）が「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」、「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各施策の事業数における「進捗評価Ａ」の割合をみると、『子どもの生きる力の育成にむけた学校の教育環境等の整備』が 64.5％で最も高く、次いで、『家庭や地域の教育力の向上』が 36.4％、『次代の親の育成』と『子どもを取り巻く有害環境対策の推進』は、すべての事業が「概ね計画通り順調に推移している」となっています。なお、『家庭や地域の教育力の向上』のうち、１事業が「廃止」と評価されています。

施策の方向	事業数	進捗評価（平成 30 年度）				
		A	B	C	D	E
１．次代の親の育成	4		4			
２．子どもの生きる力の育成にむけた学校の教育環境等の整備	31	20	11			
３．家庭や地域の教育力の向上	11	4	6			1
４．子どもを取り巻く有害環境対策の推進	3		3			
計	49	24	24			1

■進捗評価
Ａ：計画通り（または計画以上）に順調に推移している　Ｂ：概ね計画通り順調に推移している
Ｃ：計画よりやや遅れが生じている　Ｄ：停滞・未着手
Ｅ：廃止（統合・集約または廃止）

基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備の総括

平成 30 年度時点での進捗評価においては、全体の 8.3%（全 12 事業のうち１事業）が「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」、全体の 75.0%（全 12 事業のうち９事業）が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」事業は、『安心して外出できる環境の整備』の１事業のみとなっています。なお、『安全な道路交通環境の整備』のうち１事業が「停滞・未着手」、『安心して外出できる環境の整備』のうち１事業が「廃止」と評価されています。

施策の方向	事業数	進捗評価（平成 30 年度）				
		A	B	C	D	E
１．良質な住宅の確保	1		1			
２．良好な居住環境の確保	1		1			
３．安全な道路交通環境の整備	2		1		1	
４．安心して外出できる環境の整備	8	1	6			1
計	12	1	9		1	1

■進捗評価
Ａ：計画通り（または計画以上）に順調に推移している
Ｂ：概ね計画通り順調に推移している
Ｃ：計画よりやや遅れが生じている
Ｄ：停滞・未着手
Ｅ：廃止（統合・集約または廃止）

基本目標５　職業生活と家庭生活との両立の推進の総括

平成 30 年度時点での進捗評価においては、全体の 100.0%（全５事業のうちすべての事業）が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

施策の方向	事業数	進捗評価（平成 30 年度）				
		A	B	C	D	E
１．多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	2		2			
２．仕事と子育ての両立の推進	3		3			
計	5		5			

■進捗評価
Ａ：計画通り（または計画以上）に順調に推移している
Ｂ：概ね計画通り順調に推移している
Ｃ：計画よりやや遅れが生じている
Ｄ：停滞・未着手
Ｅ：廃止（統合・集約または廃止）

基本目標６　子どもの安全の確保の総括

平成 30 年度時点での進捗評価においては、全体の 68.8%（全 16 事業のうち 11 事業）が「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」、全体の 31.3%（全 16 事業のうち５事業）が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各施策の事業数における「進捗評価Ａ」の割合をみると、『子どもの交通安全を確保するための活動の推進』が 100.0%で最も高く、次いで、『子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進』が 55.6%、『被害に遭った子どもの保護の推進』が 50.0%と評価されています。

施策の方向	事業数	進捗評価（平成 30 年度）				
		A	B	C	D	E
１．子どもの交通安全を確保するための活動の推進	5	5				
２．子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	9	5	4			
３．被害に遭った子どもの保護の推進	2	1	1			
計	16	11	5			

■進捗評価
Ａ：計画通り（または計画以上）に順調に推移している
Ｂ：概ね計画通り順調に推移している
Ｃ：計画よりやや遅れが生じている
Ｄ：停滞・未着手
Ｅ：廃止（統合・集約または廃止）

基本目標７　要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進の総括

平成 30 年度時点での進捗評価においては、全体の 38.9%（全 18 事業のうち７事業）が「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」、全体の 50.0%（全 18 事業のうち９事業）が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各施策の事業数における「進捗評価Ａ」の割合をみると、『母子家庭等の自立支援の推進』が 75.0%で最も高く、次いで、『児童虐待防止対策の充実』が 66.7%、『障害児施策の充実』が 18.2%となっています。なお、『障害児施策の充実』のうち、２事業が「廃止」と評価されています。

施策の方向	事業数	進捗評価（平成 30 年度）				
		A	B	C	D	E
１．児童虐待防止対策の充実	3	2	1			
２．母子家庭等の自立支援の推進	4	3	1			
３．障害児施策の充実	11	2	7			2
計	18	7	9			2

■進捗評価
Ａ：計画通り（または計画以上）に順調に推移している
Ｂ：概ね計画通り順調に推移している
Ｃ：計画よりやや遅れが生じている
Ｄ：停滞・未着手
Ｅ：廃止（統合・集約または廃止）

第５節　課題のまとめと今後の方向性

１　社会全体での少子化の対策に向けた取り組みの推進

本市では、過去５年間の出生数が 400 人台で推移しており、少子化が進行している状況です。少子化の進行には、非婚化・晩婚化も影響しており、本市の婚姻率は減少傾向で推移し、群馬県の婚姻率を下回る数値となっています。

少子化の進行を防ぐための取り組みとして、安心した妊娠・出産を迎えるための正しい知識の普及啓発、不妊治療や産前・産後における相談体制の充実、若い世代が安定した生活を送るための就労場所の確保なども重要です。子育ての視点においては、民間企業の育児休業制度や短時間勤務制度の取得に対する理解、地域住民による子育て支援など、行政のみならず、子育てに関わる地域・企業・学校・関係機関など、社会全体で取り組むことが重要です。

２　男女共同による子育てと仕事の両立に向けた取り組みの推進

女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯も増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭も増加していると予測されます。

家庭においては、依然として男性が育児休業を取得する割合が低い状況であり、職場での働き方改革や男女共同参画の意識の醸成などを通じて、男性の育児参加を促進していく必要があります。

男性も女性も仕事との両立を図りながら、安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層、社会全体へと浸透させていくことが重要です。

３　子どもたちの健やかな成長を守る支援体制整備の推進

少子高齢化の進行、高度情報化に伴う情報格差、子どもの虐待など、社会的要因が複合的に重なることで、児童・生徒が置かれている環境も多様化、深刻化してきている状況です。あらゆる問題を早期に発見し、適切に対応するためには、行政・医療機関・学校などが連携したネットワークの構築が重要であり、様々な困りごとを抱える児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな対応が求められています。

いじめや不登校、児童虐待、子育ての孤立化などの諸問題に適切に対応するため、児童・生徒及び保護者に対する相談体制や支援体制の充実、未然に防止するための取り組みが重要です。

４　家庭の状況に応じた総合的な自立支援の推進

保護者の多くは、子どもの子育てや教育に影響すると思われる環境は「家庭」であると考えられていますが、子育てをめぐる家庭の状況は、障害・疾病・虐待・貧困・外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援や就業支援、養育費の確保など、経済的な支援策の充実による総合的な自立支援の推進が求められています。

家庭における環境は様々であっても、次代を担う子どもたちが、夢と希望をもち、健やかに育つ社会を実現することが重要です。

第３章　計画の理念・目標及び施策体系

第１節　計画の基本的視点

本計画では、以下の３つの視点を基本的視点として位置づけます。

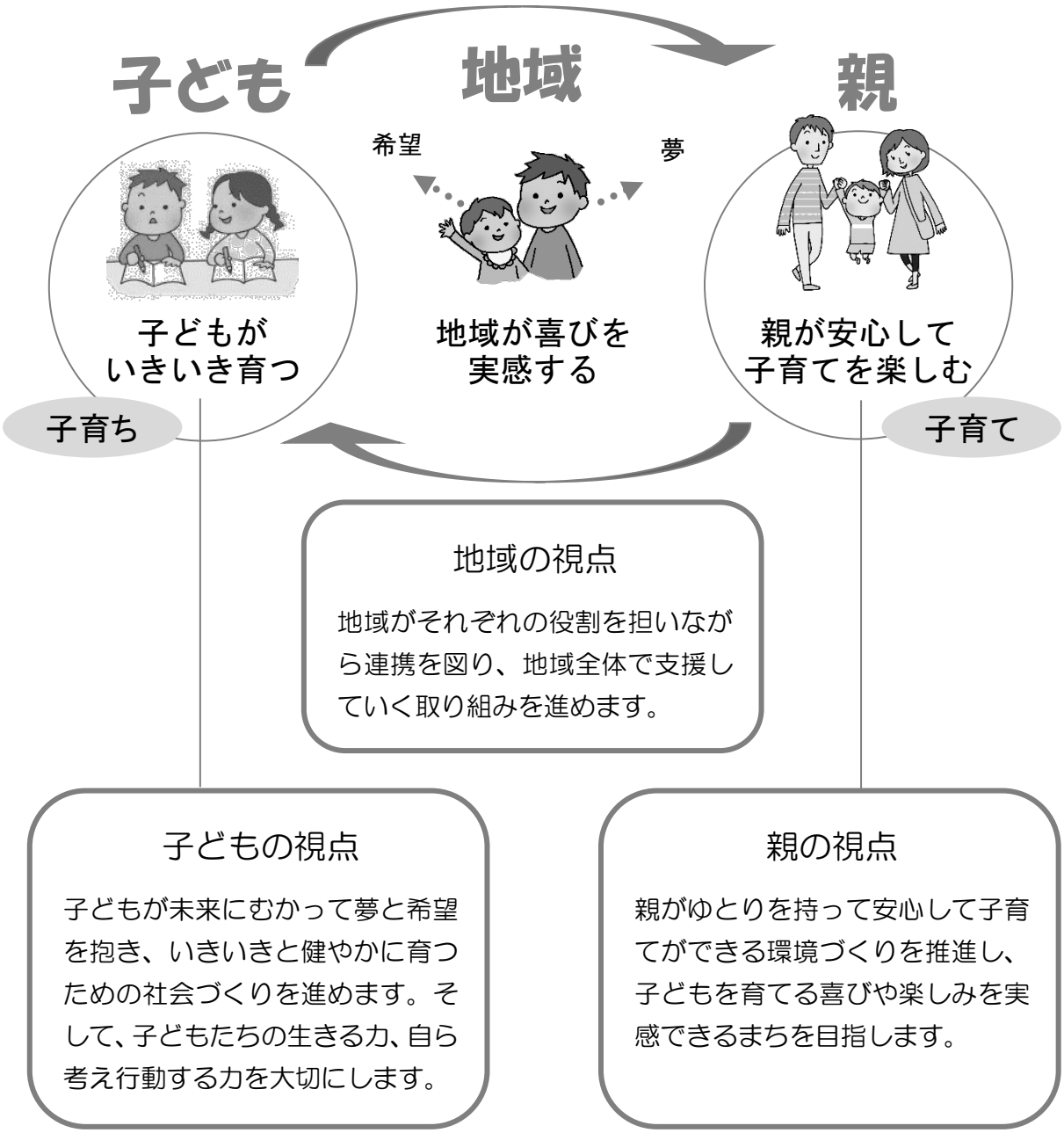

第２節　計画の基本理念

基本理念
子育てと成長の喜びを実感できる
魅力のあるまち渋川
～未来を生きる子どもたちの、笑顔あふれる社会を目指して～

子どもは生まれながらに無限の可能性を持ち、未来を担う大切な存在です。

そこで、子どもたちの生きる力、自ら考え行動する力を伸ばし、未来にむかって夢と希望を抱き、いきいきと笑顔で育っていくための社会づくりが必要です。

また、親が子育ての責任を自覚して、子育てを通じて自らも成長することを目指すとともに、ゆとりを持って安心して子育てができる環境づくりを推進し、子育ての喜びを実感できるまちづくりを進めます。

さらに、地域全体の取り組みとして、「地域の子どもは地域で育む」という共通認識の下、地域と行政が連携して子育て家庭を支援していく仕組みづくりを進めます。

以上のことを踏まえ、本計画は第１期計画を踏襲し、「子育てと成長の喜びを実感できる魅力のあるまち渋川」を基本理念として、「子どもがいきいき育つ」子どもの視点、「親が安心して子育てを楽しむ」親の視点、「地域が喜びを実感する」地域の視点を基本的視点として位置づけ、子どもたちの未来が、笑顔であふれる輝かしい社会であるための、魅力あるまちを目指します。

第３節　計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現にむけて、第１期計画を引き継いだ７つの基本目標を施策の柱として、総合的に子育て支援施策を推進していきます。

基本目標１　地域における子育ての支援

子どもの減少と同時に、地域社会におけるつながりも希薄化しており、子育て中の親同士も交流を持たなくなってきています。

地域は、子どもが成長する過程で、家庭と並ぶ重要な活動基盤です。本市では地域における様々な子育てサービスの充実及び質的向上を図るとともに、地域による支援の輪を広げ、地域全体での子育て支援を推進します。

基本目標２　母親と乳幼児の健康の確保及び増進

子どもが健康に生まれ育つためには、母子の健康の確保を図る必要があります。そこで、母子の健康確保にむけた乳幼児健康診査や医療体制の充実を図ります。

また、子どもの発達支援や食育の推進等にむけ、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校・医療機関等を中心とした取り組みを推進します。

基本目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭・学校・地域が連携を図り、子どもの生きる力、自ら考え行動する力や可能性を伸ばす教育を目指します。また、未来を担う子どもたちが将来に夢と希望を持って、健やかに育っていけるよう、教育環境の充実を図るとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備

良好な居住環境は、安心して子どもを生み育てるために欠かすことのできないものです。子育て家庭に配慮した、快適でゆとりのある生活・居住環境の整備を推進していくとともに、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標５　職業生活と家庭生活との両立の推進

職業生活と家庭生活との両立ができるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。また、職場の子育てに対する配慮を啓発するとともに、働き方改革などを通じて、男性の子育て参加を促し、夫婦が協力して家事・育児を行えるような環境づくりを図ります。

基本目標６　子どもの安全の確保

子どもが安全に日常生活を送ることができるよう、関係機関や団体等と連携を図り、交通安全の確保及び防犯体制の充実を図ります。また、犯罪やいじめなどにより被害を受けた子どもへの心のケアや立ち直りの支援を推進します。

基本目標７　要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進

児童虐待やいじめ、不登校等の社会問題に対して、各関係機関や団体との連携を強化し、支援体制の確立を図ります。

また、ひとり親家庭の自立に対する情報提供、相談や支援体制の充実を図るとともに、障害のある児童の療育・保育・教育の充実を図ります。

第４節　施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
子育てと成長の喜びを実感できる魅力のあるまち渋川	**基本目標１** **地域における子育ての支援**	１　地域における子育て支援サービスの充実 ２　幼児教育・保育サービスの充実 ３　子育て支援のネットワークづくり ４　児童の健全育成
	基本目標２ **母親と乳幼児の健康の確保及び増進**	１　子どもや母親の健康の確保 ２　発達支援の充実 ３　食育の推進 ４　小児医療の充実
	基本目標３ **子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備**	１　次代の親の育成 ２　子どもの生きる力の育成にむけた学校の教育環境等の整備 ３　家庭や地域の教育力の向上 ４　子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	基本目標４ **子育てを支援する生活環境の整備**	１　良好な居住環境の確保 ２　安全な道路交通環境の整備 ３　安心して外出できる環境の整備
	基本目標５ **職業生活と家庭生活との両立の推進**	１　多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し ２　仕事と子育ての両立の推進
	基本目標６ **子どもの安全の確保**	１　子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ２　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ３　被害に遭った子どもの保護の推進
	基本目標７ **要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進**	１　児童虐待防止対策の充実 ２　ひとり親家庭等の自立支援の推進 ３　障害児施策の充実 ４　外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援

第４章　具体的施策・事業の展開

第１節　基本目標１「地域における子育ての支援」の施策

少子化、核家族化の進行及び女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育サービスに対するニーズは増加と多様化が進んでいるとともに、身近に相談できる相手がいない等子育てに関する心理的負担や不安感を持つ人が増えています。このため、夫婦共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭に対する支援を積極的に行うことが重要です。

本市においては、病児・病後児保育、一時預かり、延長保育、休日保育等多様な保育ニーズに対応した保育サービスを提供できる環境の整備やファミリー・サポート・センター事業の地域会員による子育て支援等により、子育て家庭が安心して仕事と子育てを両立していくことを目指します。

また、子育てに関する情報提供や、子育て支援総合センターをはじめとした不安や悩みを気軽に相談できる環境の整備、市内すべての保育所（園）・幼稚園・認定こども園間での意見交換や情報の共有化、自然体験や親子交流機会の提供、地域住民とのふれあい機会の拡充等を図っていきます。

基本施策に、「１　地域における子育て支援サービスの充実」、「２　幼児教育・保育サービスの充実」、「３　子育て支援のネットワークづくり」、「４　児童の健全育成」の４項目を掲げ、取り組みを推進していきます。

1　地域における子育て支援サービスの充実

施策	内容	担当課
妊産婦の支援充実	妊娠・産褥期の健やかな生活と、母親の精神的、肉体的負担の軽減を図るため、訪問指導や育児・家事援助を行い妊産婦を支援します。 〇妊産婦・新生児訪問指導 〇産前・産後サポート（産前・産後の母親の育児援助・家事援助）	健康管理課 こども課
ファミリー・サポート・センターの充実	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人の組織により、会員同士の育児に関する相互援助活動を実施します。	こども課
ショートステイ・トワイライトステイの実施	保護者の疾病・出産・看護等により、児童の養育が困難になった場合、または恒常的な残業等により帰宅が夜間にわたる場合、児童養護施設で児童の一時的な養育、保護を実施します。	こども課
子育て世代包括支援センターの充実	母子保健から子育てに関する支援を一元的に行い、切れ目のない支援の提供を実施します。	こども課 健康管理課
子育て支援センターの充実	子育て支援総合センターを中心に地域子育て拠点に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て相談・情報提供・助言や子育てサークル活動への支援等を行います。	こども課
子育て情報の提供	保育サービスや子育て支援に関する情報を、子育てコンシェルジュを配置した子育て総合窓口（子育て支援総合センター内）、子育て支援専用ウェブサイトや子育てガイド誌等で情報提供を行います。 〇子育て総合窓口の充実 〇子育てコンシェルジュの配置 〇ウェブサイト「しぶかわ子育て応援なび」 〇ガイド誌「しぶかわ子育て応援ガイドブック」 「しぶかわ広域おでかけマップ」	こども課
保育サポーターによる託児の実施	市が主催するセミナーや講座の開催時に、子育て中の保護者が子どもの預け先を心配することなく参加できるよう、臨時保育室を設置し託児を実施します。	市民協働推進課

2　幼児教育・保育サービスの充実

施策	内容	担当課
延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間（11 時間）を超えて保育を行います。	こども課
休日保育の実施	日曜日や祝日等の休日に、保護者の就労や疾病等により家庭において児童の保育ができない場合、保育所（園）での保育を行います。	こども課
一時預かりの充実	保護者の疾病、冠婚葬祭及び育児疲れ等に対応するため、一時的な保育を実施します。（各保育所（園）・幼稚園・認定こども園で実施）	こども課
病児・病後児保育の充実	児童が病気、または回復期にあり、保育所等での集団保育が困難な期間の一時的な児童の預かりを実施します。 〇みつばち保育園・北橘保育園で実施	こども課
保育施設の整備	子どもに安全で豊かな教育・保育環境を提供するため、公立施設の整備を随時実施していくとともに、民間施設の整備に対し補助を行います。 〇公立保育所等の整備 〇民間保育所等の整備に係る補助	こども課
幼児教育・保育に関する職員の資質向上	幼児教育・保育の取り組みについて、実態の把握と課題解決に向けた研究を積極的に行います。 また、職員の資質向上を目指すための各種研修を実施します。 〇各種研修の実施 〇学校実践研究会への参加	保育所（園） 認定こども園 幼稚園
幼児教育・保育に関する保護者への支援	幼児教育・保育に関する問題について、保護者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他必要な援助を行います。	保育所（園） 認定こども園 幼稚園
保育料の完全無料化	令和元年 10 月に開始された国の幼児教育・保育の無償化に合わせて、国の制度上の対象外である０～２歳の住民税課税世帯について、市独自で保育料を無償とし、子育て世帯の支援と少子化対策を推進します。	こども課

3　子育て支援のネットワークづくり

施策	内容	担当課
保育所(園)・幼稚園・認定こども園間の連絡会の設置	保育所（園）・幼稚園・認定こども園保護者間や園長間の連絡会を開催し、意見交換の場とします。	こども課

４　児童の健全育成

施策	内容	担当課
放課後児童クラブの充実	共働き家庭やひとり親家庭等、放課後の時間帯や春・夏・冬休み等の長期休暇に保護者のいない留守家庭児童を対象に、放課後児童クラブにおいて適切な遊び及び生活の場を与えます。 また、放課後児童クラブ指導員の資質向上を図ります。	こども課
児童館活動の推進	児童に健全な遊びを提供し、子ども同士の交流や親と子どものふれあいを深め、地域の人々と交流を図ります。	こども課
民生委員・児童委員による子育て支援と児童の健全育成	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）が子育ての悩みや不安の相談を行うとともに、他の親子との交流を図る場所を提供します。 また、関係課や小・中学校等と連携し、児童の生活環境及び状態を把握し情報を共有することで、要支援児童を支援し、見守り、福祉サービスの情報提供を行います。 〇子育てサロンの開催	地域包括ケア課
子どもと高齢者とのふれあいの充実	高齢者とのふれあいを通じ、お年寄りを敬う気持ちを養い、昔からの遊び等を伝承してもらうことにより、情操豊かな子どもの育成を目指します。 また、防犯の観点からも、子どもたちが地域の人々から温かい目で成長を見守ってもらえるよう、民生委員・児童委員や地域の老人クラブ等との交流を図ります。 〇保育所等での高齢者とのふれあい 〇老人クラブの世代間交流	保育所（園） 認定こども園 幼稚園 高齢者安心課
図書館（室）における子どもの健全育成	子どもの読書意欲を高め、読書習慣の醸成を図るため、絵本の配付や子育て支援総合センター内で出張図書館を実施するなど関係機関と連携し、家庭での読書活動を支援します。 また、市立図書館と公民館図書室のネットワーク化により蔵書相互利用を促進させ、子どもたちの学習支援を行います。 〇子ども読書活動の推進 〇ブックスタート事業 〇図書館行事の実施 〇図書館電算化の推進	図書館 各公民館
公民館における子育て支援と地域の交流の推進	異なる年齢の子どもたちとの交流や世代間交流を図るとともに、親子のふれあいや親同士の情報交換を目的に、各種教室及び活動を実施・支援します。 〇公民館における子育てサロン 〇家庭教育学級 〇子どもの居場所づくり	各公民館
地域での体験学習	地域での体験学習を通して、地域の交流と子どもの学習の機会を充実させます。 〇農作業体験学習 〇親と子の環境学習会	環境課 小学校
学校施設開放	学校施設（体育館・校庭）を地域に開放し、市民の利用促進を図ります。	スポーツ課

第２節　基本目標２「母親と乳幼児の健康の確保及び増進」の施策

すべての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安心して行うためには、妊娠・出産及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図ることが必要になります。

また、子どもが健やかに育つためには、発達に心配のある子どもの早期発見や就学に向けての切れ目のない支援、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身に付けることや、子どもから大人へと成長していく過程にある思春期特有の問題に対する正しい知識の普及が必要となります。

あわせて、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりのためには、小児医療の充実も重要となります。

本市においては、乳幼児の発達段階に応じた健康診査の充実を図るとともに、子育て教室や講習会などでの相談体制の充実を図り、母親の育児不安や子育て家庭の孤立を防止します。

基本施策に、「１　子どもや母親の健康の確保」、「２　発達支援の充実」、「３　食育の推進」、「４　小児医療の充実」の４項目を掲げ、取り組みを推進していきます。

1　子どもや母親の健康の確保

施策	内容	担当課
妊娠期の健康確保	妊娠・出産・育児等に対するケースに応じたきめ細かな相談、妊娠中の異常の早期発見及び早期治療、産後の心身状態の確認を行い、妊娠期と産後初期の健康確保に努めます。 ○保健師の窓口・電話での随時対応 ○しぶかわ健康ダイヤル 24 ○妊婦健康診査 ○産婦健康診査 ○母性歯科検診	健康管理課 保険年金課
妊娠・出産・育児に関する講座	妊娠・出産・育児に関する各種講座を開催し、母子健康や育児に関する支援を行います。 ○両親学級 ○離乳食教室 ○子育て教室（育児ストレスや、精神発達面などの育児不安等の悩みについて遊びや日常生活指導等を通じ継続的に支援）	健康管理課
親子の健康・発育に関する相談等	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠中から継続した保健指導・相談を行い、親子の健康・発育を支援します。また、健診等で子どもの発達の心配や育児不安のある保護者に対して、心理士による相談を行います。 ○妊娠届・母子健康手帳の交付 ○乳幼児の計測や育児相談及び助産師による母乳相談 ○子育て相談（心理士による相談・カウンセリング） ○乳児栄養強化（低所得層乳児への粉ミルク支給） ○思春期の健康相談	健康管理課
健診等による子どもの健康の確保	健診や各種検査・予防接種を定期的に実施し、病気やむし歯、発達に心配のある子ども等を早期に発見し、乳児の健全な発達を促すよう適切な指導を行い、健やかな発育・発達を支援します。 ○健康診査（3か月・6か月・10 か月・１歳6か月・３歳） ○歯科健康診査（２歳・２歳6か月） ○尿検査（４歳・５歳） ○予防接種（ヒブ・肺炎球菌・四種混合・BCG・麻しん風しん混合・水痘・日本脳炎・二種混合・子宮頸がん予防、Ｂ型肝炎）	健康管理課
不妊治療費・不育症治療費の助成	不妊治療・不育症治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減するため、治療に要した医療費の一部を助成します。	健康管理課

2　発達支援の充実

施策	内容	担当課
年中児の発達相談・支援の充実	年中児の保護者と通園先へのアンケート調査と発達相談会を開催し、必要な指導・助言を行うことで、発達に心配のある子どもの早期発見と、小学校での学習環境への適応を図ります。 ○５歳児健診の実施	健康管理課 こども課
すこやかな子育て発達支援	発達に心配のある就園期の子どもに対して、専門職による個別相談・個別指導、集団遊びによる発達支援、園訪問（専門職による就園先での集団生活の観察と担任等との話し合い、保護者との情報共有）を行い、就学に向けての切れ目ない支援により、幼児の健全育成と保護者の育児不安の軽減を図ります。 ○のびのび発達相談 ○のびのび発達教室 ○のびのび巡回カンファレンス	健康管理課

3　食育の推進

施策	内容	担当課
良好な食生活と食育の推進	栄養の基礎知識を学び、「食」を大切に思う心を育み、正しい「食」を選択する力を身につけるための教室・講習等を実施し良好な食習慣の確立を図ります。 ○小学生と保護者の料理教室 ○子どものおやつ教室・講習会 ○学校栄養職員による出前食育推進活動	健康管理課 学校教育課
給食の地元農産物利用	給食に地元農産物を利用し、旬の食材を活かしながら小・中学校の給食を提供します。	学校給食課

4　小児医療の充実

施策	内容	担当課
出産・育児に係る医療費の助成	医療費の公費負担や一時金の支給により、小児医療の充実を図ります。 ○子ども医療費助成 ○ひとり親等医療費助成 ○出産育児一時金 ○未熟児養育医療	健康管理課 保険年金課
小児医療及び救急医療体制の確保	国民健康保険あかぎ診療所の小児医療体制の充実を図ります。 また、渋川地区広域組合や県立小児医療センターの救急医療や診療体制の充実を要望していきます。	健康管理課 保険年金課

第３節　基本目標３「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」の施策

近年子どもたちに、子育ての楽しさや子どもを生み育てることの意義、男女が協力して家庭を築くことの大切さを啓発していくことが重要となっているとともに、学校教育では、子どもたちが自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動する「生きる力」を育むことが求められています。

また、家庭教育や地域の中での様々な経験は、子どもたちが心身ともに健やかに成長していく上で欠かせないものであり、家庭教育に関する学習機会の提供や地域で支援していく体制づくりが必要となります。

あわせて、近年問題となっている有害情報から子どもたちを守るための環境づくりも求められています。

本市においては、青少年が乳幼児とのふれあいや育児を体験できる機会の積極的な提供や自らの可能性を充分に発揮できるような教育環境の整備等を推進していきます。

また、不安や悩みを抱えている親が孤立せずに、気軽に参加できるような学習機会の提供や子育てやしつけについての相談などを行う子育てサポーターの養成・配置等に努めていきます。

あわせて、有害情報から子どもたちを守るために、青少年健全育成推進のため、積極的な啓発活動を行っていきます。

基本施策に、「１　次代の親の育成」、「２　子どもの生きる力の育成にむけた学校の教育環境等の整備」、「３　家庭や地域の教育力の向上」、「４　子どもを取り巻く有害環境対策の推進」の４項目を掲げ、取り組みを推進していきます。

1　次代の親の育成

施策	内容	担当課
小・中・高生と赤ちゃんのふれあい・交流	小・中・高生が乳幼児とふれあい・交流を持つことによって生命の大切さを学ぶ機会を提供します。 〇赤ちゃんふれあい事業（中学生を対象） 〇小・中・高生の職場体験等	こども課 保育所（園） 幼稚園 認定こども園
子育て支援の人材充実	意見交換や育児相談の時間を設けた参加型の講座を、子どもの成長段階に応じて段階的に開催し、子育て支援の人材充実や子育てネットワークの構築、人権を尊重した子育ての推進に取り組みます。 〇子育て支援講座「子育てひろば」	こども課

2　子どもの生きる力の育成にむけた学校の教育環境等の整備

施策	内容	担当課
きめ細かな指導の推進	子どもの個性に応じたきめ細かな指導体制を整備し、確かな学力の向上と生活指導等の充実を図ります。 〇マイタウンティーチャー等による少人数指導やティームティーチングの実施 〇少人数学級の編成	学校教育課
「確かな学力」の向上	学力向上対策委員会において、各学校における学力向上に関する成果と課題から、授業改善の取り組みの重点を明確化し、各学校での学力向上対策の具体化を図ります。 〇学力向上対策委員会 〇教育実践研究会	学校教育課
研修会による教職員の資質向上	教職員の資質向上や職能成長を図るために、各種研修会や会議等を通して、情報の共有化や知識理解を深め、学習指導や学級経営・生徒指導等の充実を図ります。 〇各種研修会開催（主任研修会・教科等主任会等） 〇教育相談技術資格（初級・中級）講座 〇教育研究所における研修 〇体育指導実技講習	学校教育課
学習習慣の確立	児童・生徒が学校での学びをさらに確実なものにするため、授業と関連づけた家庭学習の工夫や学習習慣を身につけさせる手立てを講じます。 〇中学校ブロック内研修会における小・中学校の連携	学校教育課
国際理解教育の推進	英語指導助手（ＡＬＴ）を活用し、異文化理解とコミュニケーションの楽しさや大切さに気付かせる手立てを講じます。	学校教育課
学校図書館の計画的利用の推進	学校図書館を計画的に利用し、児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実します。	学校教育課
豊かな心を育む体験活動の推進	小・中学校における自然体験学習や勤労体験学習等の体験活動を教育課程に計画的に位置づけ、児童・生徒の豊かな心を育み、生きる力を身に付けます。	学校教育課

施策	内容	担当課
すこやかな体を育む教育活動の推進	児童・生徒の体力及び運動・生活習慣を把握し、体力・技能の向上、運動好きな子どもの育成を目指して、健康的な生活を送るための効果的な教育活動を推進します。	学校教育課
教育機関内の連携の推進	保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校の連携推進を図り、合同授業参観や情報交換会、学校見学会を行います。小・中学校間では、中学校入学説明会や児童会・生徒会の交流事業等を通して、積極的な連携を推進します。	保育所（園） 認定こども園 幼稚園 学校教育課
学校・家庭・地域の三者連携の推進	学校・家庭・地域の三者連携の推進を図りながら、地域の人材を有効活用し、子どもの主体性や地域愛を育てます。また、学校評議員制度において、校長・園長が保護者や地域住民の意見を幅広く聞き、地域や社会に開かれた学校（園）づくりを推進します。	学校教育課
非行や不登校からの子どもたちの支援（教育相談室、適応指導教室）	非行等の問題行動や不登校児童・生徒に対応するため、児童・生徒や保護者の不安や悩みを解消し、学校と連携を図りながら学校復帰も視野に入れた支援を行います。また、児童・生徒の問題行動、非行等への適切な対応及び家庭支援を行うため、関係部署との連携を図ります。 〇ウォームアップティーチャーの配置	こども課 学校教育課 生涯学習課
友好都市等の交流	友好都市の小学生との集団生活や自然体験により、豊かな心の成長を促します。 〇伊香保小６年生の友好都市（神奈川県逗子市）交流 〇小野上小５・６年生の友好都市（東京都神津島村）交流	伊香保公民館 小野上公民館
平和推進の啓発	次代を担う子どもたちをはじめ、市民に平和の尊さ、大切さを訴え、平和推進の啓発を図ります。 〇平和アニメ映画上映会 〇平和推進啓発ポスター・作文コンクール	市民協働推進課
学校設備の整備	児童・生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、施設の維持・管理に努めます。	教育総務課
学校における危機管理の推進	教職員等による校内及び敷地内パトロールの定期的な実施や警察や消防署等と連携した緊急時対応研修を実施し、危機管理と緊急時対応能力の向上を図ります。また、緊急事態（自然災害・不審者等）の対処に備えるためにマニュアルを作成します。	危機管理室 学校教育課 小学校 中学校

3　家庭や地域の教育力の向上

施策	内容	担当課
子育て支援従事者等の資質向上	子育て支援従事者やファミリー・サポート・センター会員の養成研修会を開催し、資質向上を図ります。 〇子育て支援従事者向けの研修 〇ファミリー・サポート・センター会員向けの研修	こども課
思春期の子どもに関する家庭教育の支援	中学生や中学入学前児童の保護者を対象に、思春期の心理と子どもへの接し方について学習します。	生涯学習課
子ども達の生涯学習の推進	放課後に小学校の教室等を利用して、様々な体験活動の機会を提供します。また、地域の大人と子どもたちの交流や集団活動を通じて、子どもの自立性・社会性・協調性を育むため、少年土曜教室事業や子ども会活動を実施します。	生涯学習課
スポーツを通じた教育の推進	スポーツを通じた教育の推進と、スポーツ指導者の意識と資質の向上に努めます。 〇スポーツ少年団活動の推進 〇スポーツ指導者研修会 〇スポーツ医科学講演会	スポーツ課

4　子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策	内容	担当課
青少年の健全な育成の推進	青少年を取り巻く有害環境対策として、書店等の有害図書・ビデオの陳列方法に対しての指導や、地域環境調査を３年に一度行います。また、定例補導活動として、補導員や青少年センター指導員が定期的に補導活動を行います。 〇青少年健全育成三季運動期間の啓発 〇地域環境調査 〇定例補導活動	生涯学習課

第４節　基本目標４「子育てを支援する生活環境の整備」の施策

居住環境の向上は、安心して子どもを生み育てるためには欠かすことのできないものです。近年、価値観や家族形態の多様化、さらには環境問題の深刻化など社会情勢が変化する中で、多様な居住ニーズに対応した良質な住宅の確保・整備や室内環境の安全性の確保が求められています。

また、地域社会や生活環境の安全性・利便性の向上を図るため、子どもが安心して通行できる環境整備や子どもや高齢者、障害者に配慮したバリアフリー化の推進、犯罪防止に配慮した環境づくりが求められています。

本市においては、子育て家庭を支援するために、広くゆとりのある住宅を確保し、良質なファミリー向けの賃貸住宅を供給するとともに、市営住宅や公共施設の改築や設置をする際には、化学物質の少ない建材の使用に努めます。

また、カーブミラーや区画線・キッズゾーン等の安全施設の設置、公園や各公共施設のバリアフリー化の推進、通学路における防犯灯の整備等を行います。

基本施策に、「１　良好な居住環境の確保」、「２　安全な道路交通環境の整備」、「３　安心して外出できる環境の整備」の３項目を掲げ、取り組みを推進していきます。

1　良好な居住環境の確保

施策	内容	担当課
シックハウス対策	市営住宅や学校・保育所（園）・幼稚園・認定こども園等の施設整備において、化学物質の少ない建材の使用に努めます。	こども課 建築住宅課 教育総務課

2　安全な道路交通環境の整備

施策	内容	担当課
安全で安心な通行の確保	段差のないバリアフリーに対応した歩道の整備やカーブミラーや区画線・キッズゾーン等の安全施設の設置を進め、子どもが安心して通行できる環境整備を行います。	土木管理課 土木維持課 都市計画課 こども課

3　安心して外出できる環境の整備

施策	内容	担当課
ユニバーサルデザインの街づくり	共生社会ホストタウン登録を契機に、ユニバーサルデザインの街づくりに取り組み、誰もが安全で快適に移動できる街づくりを推進します。	オリンピック・パラリンピック共生社会推進室 関係各課
公民館のバリアフリー化の推進	各公民館のバリアフリー化を目指した取り組みを行います。 また、洋式・和式のバランスを踏まえながら、トイレの整備を行います。	各公民館 オリンピック・パラリンピック共生社会推進室
公園・公衆トイレ等の整備	安全で安心して利用できる公園を維持するため、点検及び診断等を行うとともに、公衆トイレ等の清掃の維持管理や、ベビーカー・車椅子・手すり・おむつ交換台・ベビーチェアなど様々な利用者に配慮した多機能トイレの整備を進めます。	環境課 観光課 都市計画課
赤ちゃんの駅の整備と情報提供	おむつ替えスペースや授乳室を整備した公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て中の親子が安心して外出ができる環境の整備を図ります。また、公園や赤ちゃんの駅等をマップ化して情報提供を図ります。 ○ガイド誌「しぶかわ広域おでかけマップ」	こども課
防犯灯の整備	防犯灯を整備し、夜間における犯罪の防止と、通行の安全及び地域の環境整備を図ります。	市民協働推進課

第５節　基本目標５「職業生活と家庭生活との両立の推進」の施策

近年、核家族化や女性の社会進出が進み、男女がともに家事や育児を分担し、家庭生活を築き上げることが大切となっています。

さらに、子育てをしながら働けるように、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進するなど、仕事と生活の調和の取れた働き方ができるような取り組みが求められています。

本市においては、男女共同参画社会の実現に向けた広報等による啓発活動を推進するとともに、国、県及び関係機関との連携を図りながら、講習会や講座の開催、冊子配布などにより啓発活動を推進していきます。

基本施策に、「１　多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し」、「２　仕事と子育ての両立の推進」の２項目を掲げ、取り組みを推進していきます。

１　多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

施策	内容	担当課
男女共同参画を踏まえた働き方の意識向上	「第２次渋川市男女共同参画計画」に基づいた男女共同参画社会の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスについて、市民や事業者への啓発を推進するとともに、男性を対象とした講座を開催し意識向上を図ります。 〇各種セミナーや講座でのパンフレット配布 〇男性の意識向上のための講座	市民協働推進課

２　仕事と子育ての両立の推進

施策	内容	担当課
仕事と子育ての両立のためのワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と子育ての両立の推進を図るため、講習会や冊子を通して、ワーク・ライフ・バランスの推進及び意識啓発を行います。 〇各種セミナーや講座の開催 〇子育て支援専用ウェブサイト・子育てガイド誌や広報しぶかわ・市ホームページでの周知	市民協働推進課 商工振興課 こども課

第６節　基本目標６「子どもの安全の確保」の施策

近年、子どもが被害者となる交通事故や事件等が増加しています。子どもの安全の確保は、交通・防犯に対する意識づけや「自分のまちは自分で守る」といった地域ぐるみの協力体制など、総合的な対策を推進する必要があります。

また、被害に遭った子どもに対しては、関係機関との連携を図り、精神的障害の軽減や、立ち直りを支援する必要があります。

このため、本市では、子どもの交通安全を確保するため、関係機関との連携・協力体制を強化し、交通安全に関する対策に努めます。

また、防犯に関する迅速な情報提供体制の構築と防犯講習の充実を図るとともに、犯罪やいじめなどにより被害を受けた子どもに、カウンセリング等のきめ細かな支援や「青少年や親の悩み電話（面接）相談」についての周知を行います。

基本施策に、「１　子どもの交通安全を確保するための活動の推進」、「２　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」、「３　被害に遭った子どもの保護の推進」の３項目を掲げ、取り組みを推進していきます。

１　子どもの交通安全を確保するための活動の推進

施策	内容	担当課
交通安全教育の推進	道路の歩き方、自転車の乗り方指導等の交通安全教室や交通安全講話、登校時における交通指導など、警察・交通安全協会・交通指導員・保護者等・地域と連携し、交通安全教育の推進を図ります。	交通政策課 保育所（園） 学校教育課
通学路の安全点検及び集団下校訓練	通学路の確認や危険箇所をチェックし、安全な登下校のための危険回避能力の育成や安全指導を行います。	学校教育課
キッズゾーンの設置	保育所（園）・幼稚園・認定こども園等の周辺を中心に、スクールゾーンに準じて、「キッズゾーン」を設置します。区画線の補修やガードレールの設置などを行い、子どもたちを交通事故から守る対策を実施します。	こども課 土木維持課

2　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

施策	内容	担当課
安全で安心なまちづくりの推進	「渋川市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」に基づき設置された安全で安心なまちづくり協議会で、犯罪や火災の発生状況等の意見交換を積極的に行い、平穏に暮らせる地域社会の実現を目指します。 また、市や自治会等の自主防犯団体によって防犯パトロールを行うとともに、防犯パトロール実施者に向けた講習を開催します。	市民協働推進課
ＰＴＡの定例補導（防犯パトロール）の実施	子どもの安全を守るため、単位ＰＴＡの定期的な補導活動実施を推進します。また、登下校時の防犯パトロールの実施を推進します。	学校教育課 生涯学習課
学校・警察・地域の関連機関及び団体との情報交換	子どもが安心して暮らせるよう、危険箇所の情報を共有化し安全の確保を図るとともに、緊急時の即時対応性の向上に努めます。	生涯学習課
こども安全協力の家	子どもが不審者から声をかけられたり、追いかけられたり、子どもが急病になった場合に、「子ども安全協力の家」に登録された家庭で保護をし、子どもを地域で守ります。	学校教育課 生涯学習課
子どもの防犯対策の推進	子どものより良い安全・安心の確保を図るために、防犯ブザーを持たせる等の防犯対策を行います。 また、子どもが犯罪の被害に遭わないように、学校や保育所（園）・幼稚園・認定こども園等で「危機管理マニュアル」を作成し、定期的に訓練等を実施します。	こども課 学校教育課
防犯講習等の実施	警察や県民防犯推進室との連携を図り、不審者対策、薬物乱用の防止、非行防止等の対処法を学びます。 〇不審者避難訓練の実施及び対応についての講話 〇登下校の防犯対策についての講話	市民協働推進課 学校教育課
電子メールでの防犯情報の提供	子どもの防犯・防災等の安全情報を、保護者等の登録者へ電子メールで一斉配信します。	こども課 学校教育課
キッズガードの配置	保育所（園）・幼稚園・認定こども園等と連携し、園外活動を実施する際、園児の見守りを行うキッズガードを配置し、子どもの安全対策の強化を図ります。	こども課 市民協働推進課

3　被害に遭った子どもの保護の推進

施策	内容	担当課
青少年や親の悩み電話（面接）相談	電話や面接で青少年や親の持つ悩みに対する相談を行い、解決を図ります。また、相談事業の活動を広く周知するとともに、相談員の資質の向上に努めます。	生涯学習課
問題を抱える児童に対する専門チームの編成	各関係機関による専門チームを編成し、問題を抱える児童の早期把握、早期対応を目指します。	こども課

第７節　基本目標７「要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進」の施策

近年、全国的に児童相談所における児童虐待相談件数は増加傾向にあり、深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの心と体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるため、早期対応による心のケアの充実と、再発防止のための一時保護などの体制づくりが必要となります。

また、増加傾向にあるひとり親家庭が安心して生活できるよう、自立に向けた様々な福祉サービスの充実とともに、障害や発達の遅れを早期に発見できる体制づくりや、支援を要する子どもや保護者が適切な医療や指導を受けられるような支援体制の確立が求められています。

本市においては、児童虐待の早期発見や未然の防止を図るため、子ども家庭総合支援拠点を設置するなど、相談体制の強化と充実に努めるとともに、関係機関との連携を図り、情報を共有化し、迅速で適切な対応を行っていきます。

また、ひとり親家庭に対する相談、情報提供、経済的支援、生活支援、就労支援など自立に向けた総合的な支援や健康診査などで障害の疑いがあると思われる乳幼児に対し、早期療育指導を行うため、障害や発達の遅れについての理解を深めるための福祉知識の啓発や、地域住民や関係機関との連携の強化などを図ります。

基本施策に、「１　児童虐待防止対策の充実」、「２　ひとり親家庭等の自立支援の推進」、「３　障害児施策の充実」、「４　外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援」の４項目を掲げ、取り組みを推進していきます。

1　児童虐待防止対策の充実

施策	内容	担当課
家庭児童相談員による相談体制の強化	育児不安・児童虐待・いじめ・妊婦への虐待等の相談や関係機関との連絡・調整を行います。相談件数の増加、内容の複雑化による、相談体制の強化と拡充を図ります。	こども課
児童委員の活動推進	虐待防止について民生委員・児童委員の地区定例会や主任児童委員会により委員相互の共通理解と子育てサロンの実施及び関係機関との連携を強化します。	地域包括ケア課
要保護児童対策の強化	要保護児童対策協議会において、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換や、要保護児童に対する必要な支援等について強化と拡充を図ります。 家庭児童相談室、各関係機関が個別ケース検討会議等を開くことにより、対象児童に対しての保護や支援を実施していきます。	こども課
子ども家庭総合支援拠点の整備	地域の全ての子ども、家庭の相談に対応する子ども支援の専門性をもった機関として、子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。	こども課

2　ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策	内容	担当課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭で子どもを養育している保護者に対し、生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給します。	こども課
母子・父子の自立支援の推進	ひとり親家庭対策を推進するため、母子・父子自立支援員による就労・転職・資格取得や、児童扶養手当等の手続きに関する相談や、就業支援相談として、渋川すこやかプラザ内でひとり親家庭を含めた内職相談を行います。 〇母子・父子自立支援員による相談 〇就業支援相談・自立支援給付金事業 ひとり親家庭の親が自主的に行う職業能力の開発を推進する給付金を支給します。 〇高等職業訓練促進給付金 〇自立支援教育給付金 〇高等学校卒業程度認定試験合格支援	こども課 商工振興課
ひとり親家庭等への医療費助成	ひとり親家庭の父または母及びその児童に対して、医療機関を受診した際に、窓口で支払う一部負担金を助成します。	保険年金課
子どもの学習支援	経済的に厳しい状況にある生活保護法に基づく被保護世帯の中学生及び児童扶養手当受給世帯の中学３年生を対象とした学習支援及び生活支援事業を実施します。	地域包括ケア課

3　障害児施策の充実

施策	内容	担当課
心身障害児の支援	居宅介護や障害児通所支援事業等により、心身障害児の支援を行います。 〇居宅介護サービス 〇日中一時支援 〇障害児通所支援	地域包括ケア課
学校における特別支援教育	特別な支援を要する児童・生徒の教育的ニーズの把握や、本人・保護者の願い等に基づく支援計画を作成し、適切な教育・支援の充実に努めます。	学校教育課
障害児の受け入れ環境の整備	保育所（園）・幼稚園・認定こども園や放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ環境の整備に努めるとともに、障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、研修を実施することにより職員の資質の向上を図ります。	こども課 保育所（園） 幼稚園 認定こども園

4　外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援

施策	内容	担当課
外国語による行政窓口と情報アクセスの向上	就学前施設に関して相談可能な一元的な行政窓口の設定、入園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載など、入園及び事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図ります。	市民課 こども課 オリンピック・パラリンピック共生社会推進室
外国語や文化に対応するための支援	各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる幼児を受け入れる教育・保育施設等の事業者や幼稚園教諭・保育士等に対して支援します。	こども課
保育所等への外国語対応の向上	保育所（園）が通訳等を活用する場合の補助（保育体制強化事業）や、外国人等の子どもを多く受け入れている保育所（園）における、保育士の追加配置に係る補助（家庭支援推進保育事業）の活用を進めます。	こども課

第５章　数値目標及び確保方策について

第１節　教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育の提供区域を１区域と設定します。

第２節　教育・保育事業の数値目標と確保方策

１　教育

量の見込み（利用実人数の見込み）の考え方

〇実績ベースを元にした数値を事業量として採用しました。

■教育における量の見込み　　単位：人

	実績	見込み					
	令和元年度	令和2年度			令和3年度		
	合計	1号 3-5 歳	2号 3-5 歳	合計	1号 3-5 歳	2号 3-5 歳	合計
①量の見込み	595	399	78	477	341	75	416
②確保の内容		－	－	477	－	－	416
②－①		－	－	0	－	－	0

	見込み								
	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号 3-5 歳	2号 3-5 歳	合計	1号 3-5 歳	2号 3-5 歳	合計	1号 3-5 歳	2号 3-5 歳	合計
①量の見込み	303	74	377	267	73	340	243	74	317
②確保の内容	－	－	377	－	－	340	－	－	317
②－①	－	－	0	－	－	0	－	－	0

教育における提供体制・確保方策の考え方

〇教育については、令和２年度からの５年間の見込み量に対して、充分に提供量が確保できる見通しとなっています。

2　保育

量の見込み（利用実人数の見込み）の考え方

○実績ベースを元にした数値を事業量として採用しました。
本市においても女性の就労意識の高まりとともに、児童数が減少する中でも保育ニーズは高まってきており、この傾向を見込み量にも反映しています。

■保育における量の見込み　　単位：人

		実績	見込み							
		令和元年度	令和2年度				令和3年度			
		合計	2号	3号		合計	2号	3号		合計
			3-5 歳	0 歳	1-2 歳		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	
①量の見込み		1,634	934	54	537	1,525	893	55	553	1,501
②確保の内容	保育所(園)		934	54	537	1,525	893	55	553	1,501
	地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0

		見込み											
		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		2号	3号		合計	2号	3号		合計	2号	3号		合計
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳		3-5 歳	0 歳	1-2 歳		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	
①		888	57	547	1,492	875	58	544	1,477	892	59	542	1,493
②	保育所(園)	888	57	547	1,492	875	58	544	1,477	892	59	542	1,493
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

保育における提供体制・確保方策の考え方

○保育については、令和２年度からの５年間の見込み量に対して、現状は提供量が確保できる見通しとなっていますが、今後は令和元年度から始まった幼児教育・保育の無償化の影響に応じて、適切な提供体制を見直します。
○地域型保育事業（小規模保育事業等）については、現在のところ考えておりませんが、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

■教育・保育の認定区分別量の見込みと確保量　　単位：人

認定区分		令和2年度		令和6年度	
		見込み量	確保量	見込み量	確保量
1号認定	満3歳以上で幼児教育を希望する 利用先：幼稚園、認定こども園	399	399	243	243
2号認定	満3歳以上で保育を希望する 利用先：保育所（園）、認定こども園	1,012	1,012	966	966
3号認定	満3歳未満で保育を希望する 利用先：保育所（園）、認定こども園、地域型保育	591	591	601	601

第３節　地域子ども・子育て支援事業の数値目標と確保方策

1　延長保育事業

量の見込み（利用実人数の見込み）の考え方

〇実績ベースを元にした数値を事業量として採用しました。

■量の見込み　　単位：人

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	470	474	477	481	485	489
②確保の内容		474	477	481	485	489
②－①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

〇時間外保育事業（延長保育事業）については、平成30年度の利用実績は470人であり、今後の見込み量に対して現状は提供量が確保できる見通しとなっていますが、今後は幼児教育・保育の無償化の影響に応じて、適切な提供体制を見直します。

2　放課後児童健全育成事業

量の見込み（利用実人数の見込み）の考え方

○実績ベースを元にした数値を事業量として採用しました。（保育ニーズと同様に、女性の就労意識の高まりとともに、児童数が減少する中でも、実績ベースで少しずつ利用者が増加しており、この傾向を見込み量に反映しています。）

■量の見込み　　単位：人

		実績	見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	764	534	534	542	549	530
	高学年		251	265	263	263	268
	合計		785	799	805	812	798
②確保の内容			785	799	805	812	798
②－①			0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○放課後児童健全育成事業については、提供量は確保されていますが、今後のニーズにあわせ、提供量を確保・調整をしていく必要があります。

3　地域子育て支援拠点事業

量の見込み（月間延べ利用者数の見込み）の考え方

○実績ベースを元にした数値を事業量として採用しました。

■量の見込み　　単位：人回／月

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,036	4,159	4,285	4,415	4,549	4,687
②確保の内容		4,159	4,285	4,415	4,549	4,687
②－①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○地域子育て支援拠点事業については、今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで、充分に提供量が確保できる見通しとなっています。

4　一時預かり事業（幼稚園型）

量の見込み（年間延べ利用者数の見込み）の考え方

○ニーズ量と実績（１号認定のみ）に差があるものの、２号認定を見込むことからニーズ量ベースを元にした数値を事業量として採用しました。

■量の見込み　　単位：人日／年

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,739	5,351	4,990	4,653	4,339	4,046
②確保の内容		5,351	4,990	4,653	4,339	4,046
②－①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○一時預かり事業については、今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで、現状は提供量が確保できる見通しとなっていますが、今後は、幼児教育・保育の無償化の影響による保育ニーズの動向に応じて、適切な提供体制を見直します。

5　病児・病後児保育事業

量の見込み（年間延べ利用者数の見込み）の考え方

○実績ベースを元にした数値を事業量として採用し、第１期計画期間中の年間最大値である 347 人を各年度の量の見込みとしました。（ニーズ調査結果にあるように、本市は祖父母等の親族が子どもをみてくれる割合が高く、利用が大幅に増えることはないと考えられます。）

■量の見込み　　単位：人日／年

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	242	347	347	347	347	347
②確保の内容		347	347	347	347	347
②－①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○病児・病後児保育事業については、今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで、充分に提供量が確保できる見通しとなっています。

6　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

量の見込み（年間延べ利用者数の見込み）の考え方

○実績ベースを元にした数値を事業量として採用しました。

■量の見込み　　単位：人日／年

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	163	170	170	170	170	170
②確保の内容		170	170	170	170	170
②－①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○子育て援助活動支援事業については、今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで、充分に提供量が確保できる見通しとなっています。

7　子育て短期支援事業（ショートステイ）

量の見込み（年間延べ利用者数の見込み）の考え方

○実績ベースを元にした数値を事業量として採用しました。

■量の見込み　　単位：人日／年

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	－	10	10	10	10	10
②確保の内容		10	10	10	10	10
②－①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○子育て短期支援事業については、今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで、充分に提供量が確保できる見通しとなっています。

8　利用者支援事業

量の見込み（実施箇所数の見込み）の考え方

〇実績ベースを元にした数値を事業量として採用しました。

■量の見込み　　単位：箇所

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

〇利用者支援事業については、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言等の支援をこども課や子育て支援総合センターで行っています。

〇今後の見込み量に対して現状の提供体制を充実することで、充分に提供量が確保できる見通しとなっています。

9　妊婦健診事業

量の見込み（年間延べ受診者数の見込み）の考え方

〇実績ベースを元にした数値を事業量として採用しました。

■量の見込み　　単位：人回／年

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,133	5,079	5,026	4,973	4,921	4,869
②確保の内容		5,079	5,026	4,973	4,921	4,869
②－①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

〇妊婦健診事業については、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦が出産までに受診する14回の定期健診の費用負担を行います。

〇今後の見込み量に対して現状の提供体制を充実することで、充分に提供量が確保できる見通しとなっています。

10　乳児家庭全戸訪問事業

量の見込み（訪問数の見込み）の考え方

○実績ベースを元にした数値を事業量として採用しました。

■量の見込み　　単位：人

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	415	399	384	372	360	347
②確保の内容		399	384	372	360	347
②－①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、新生児から生後４か月の乳児を対象に、保健師または助産師が家庭を訪問し、赤ちゃんの体重測定や子育てについての情報提供、養育環境の把握、相談、助言等の支援を行います。

○今後の見込み量に対して現状の提供体制を充実することで、充分に提供量が確保できる見通しとなっています。

11　養育支援訪問事業

■量の見込み　　単位：人

	実績	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	－	－	－	－	－	－
②確保の内容		－	－	－	－	－
②－①		－	－	－	－	－

提供体制・確保方策の考え方

○養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業や産前・産後サポート事業等を通して必要な支援を行うほか、適切な支援が行えるよう、要保護児童対策地域協議会の関係機関と情報共有し連携していきます。

第６章　計画の推進について

第１節　計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育て支援にかかわる、家庭をはじめとした、保育所（園）・幼稚園・学校・地域・企業・その他関係機関等との連携の強化を図ります。

第２節　計画の進行管理

本計画の推進については、実効性を高めるため、渋川市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設ける等、総合的かつ計画的に取り組みます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのＰＤＣＡサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

また、計画に基づく事業の実施状況や評価については、市の広報やホームページ等を活用し広く市民に公表していきます。

資料編

1　渋川市子ども・子育て支援事業計画策定経過

年 月 日	内　　容（計画策定関係）
平成 30 年 3月 19 日	第 2 期渋川市子ども・子育て支援事業計画（以降、第２期計画）策定の（考え方・体制・スケジュール等）決定
4月 16 日	部長会議 ○第 2 期計画策定報告
5月 1日	子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会（以降、庁内検討委員会）設置
6月 20 日	市議会　教育福祉常任委員会協議会 ○第 2 期計画策定報告
11 月 21 日	庁内検討委員会（第 1 回） ○第 2 期計画策定に関するニーズ調査（以降、ニーズ調査）内容検討
11 月 26 日	庁議 ○ニーズ調査実施報告
11 月 30 日	子ども・子育て会議（第 1 回） ○ニーズ調査内容審議・承認
平成 31 年 1月 9 日～ 21 日	ニーズ調査 ○就学前児童及び小学生児童をもつ保護者対象
1月 29 日	第 2 期計画策定方針決定
2月 12 日	庁議 ○第 2 期計画策定方針報告
3月 5 日	市議会　教育福祉常任委員会協議会 ○第 2 期計画策定方針報告
令和元年 5月 15 日	庁内検討委員会（第 2 回） ○ニーズ調査結果報告
5月 24 日	子ども・子育て会議（第 2 回） ○ニーズ調査結果報告
5月 27 日	庁議 ○ニーズ調査結果報告
6月 21 日	市議会　教育福祉常任委員会協議会 ○ニーズ調査結果報告
7月 17 日	庁内検討委員会（第 3 回） ○ニーズ調査分析結果検証
8月 5 日～ 9日	庁内検討委員会（第 4 回）　※電子会議による開催 ○第２期計画骨子（案）（以降、骨子（案））検討
8月 22 日	庁内検討委員会（第 5 回） ○骨子（案）検討

年 月 日	内　　容（計画策定関係）
令和元年 8月28日	子ども・子育て会議（第３回） ○骨子（案）審議・承認
10月24日	庁内検討委員会（第６回） ○第２期計画（案）検討（中間案） ○パブリックコメント（市民意見公募）内容確認
10月25日～ 11月1日	庁内検討委員会（第７回）　※電子会議による開催 ○第２期計画（案）検討（中間案）
10月30日	子ども・子育て会議（第４回） ○第２期計画（案）審議・承認（中間案） ○パブリックコメント（市民意見公募）実施報告
11月12日	庁議 ○第２期計画（案）報告（中間報告） ○パブリックコメント（市民意見公募）実施報告
12月6日	市議会　教育福祉常任委員会協議会 ○第２期計画（案）報告（中間報告） ○パブリックコメント（市民意見公募）実施報告
12月16日～ 令和２年 1月14日	パブリックコメント（市民意見公募）の実施
1月22日	庁内検討委員会（第８回） ○パブリックコメント（市民意見公募）実施結果報告 ○第２期計画（案）検討（最終案）
1月24日	子ども・子育て会議（第５回） ○パブリックコメント（市民意見公募）実施結果報告 ○第２期計画（案）審議・承認（最終案）
2月10日	庁議 ○第２期計画（案）の報告（最終案）
2月14日	第２期計画決定
3月4日	市議会　教育福祉常任委員会協議会 ○第２期計画報告

2　渋川市子ども・子育て会議条例

平成２５年６月２１日
条例第２８号

（設置）
第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７７条の規定に基づき、渋川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。
（所掌事務）
第２条　会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。
（１）　法第７７条第１項各号に掲げる事務に関すること。
（２）　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。
（組織）
第３条　会議は、委員２０人以内をもって組織する。
２　前項に規定する委員のほか、市長は、会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
（委員及び臨時委員）
第４条　委員及び臨時委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
（１）　学識経験者
（２）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
（３）　子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
（４）　事業主を代表する者
（５）　労働者を代表する者
（６）　関係行政機関の職員
（７）　法第６条第２項に規定する保護者
（８）　公募による市民
２　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。
（会長及び副会長）
第５条　会議に、会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により選任する。
２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　会議は、会長が招集し、その議長となる。
２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員を前２項に規定する委員とみなす。
（事務）
第７条　会議の庶務は、福祉部こども課において処理する。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（招集の特例）
２　会長が選任されるまでの会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

以下略

3　渋川市子ども・子育て会議委員名簿

◎：会長　○：副会長（敬称略・順不同）

区　分	氏　名		所　属　等
学識経験者	斎藤　周	◎	群馬大学教育学部教育部長
	前田　由美子	○	共愛学園前橋国際大学地域共生研究センター講師
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	星野　敬太郎		私立保育園長等 （ひばり保育園理事長）
	齋藤　順二		私立認定こども園長等 （渋川大島幼稚園長）
	鈴木　由紀		病児保育実施機関 （北毛病院事務長（みつばち保育園））
	千木良　範子		放課後児童クラブ支援員等 （学童保育所けやきクラブ支援員）
子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者	狩野　美喜子		渋川市教育委員会教育委員
	佐藤　尚子		渋川市民生委員児童委員協議会主任児童委員
	小林　由井子		群馬パース大学福祉専門学校保育学科専任教員
事業主を代表する者	三橋　新太郎		渋川商工会議所総務委員長
	山本　景		四社会幹事会社 （日本カーリット株式会社）
労働者を代表する者	飯島　岳史		連合群馬北部地域協議会幹事 （東電労働組合渋川支部）
関係行政機関の職員	宮前　奈津季		渋川保健福祉事務所
子どもの保護者	都丸　智恵美		私立保育園保護者 （北橘保育園保護者）
	大島　あゆみ		私立認定こども園保護者 （渋川大島幼稚園保護者）
	今井　健太郎		公立保育所保護者 （伊香保保育所保護者）
	佐藤　洋介		市立幼稚園保護者 （渋川幼稚園保護者）
	室橋　俊之		小・中学校保護者 （渋川市小中学校ＰＴＡ連絡協議会）
公募による市民	内田　裕美		
	野村　薫		

４　渋川市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　本市の子育て支援事業の体制確保と総合的な推進を図ることを目的に、意見集約の場として、渋川市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の事項について調査、研究、企画、立案する。

（1）　子ども・子育て支援事業計画策定に関すること。

（2）　その他必要な事項

（組織）

第３条　委員は、別表に掲げる職にあたる者をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、福祉部長をもって充てる。

３　副委員長は、委員長が指名する。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、第２条に掲げる計画策定事務が終了するまでとする。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第７条　委員会の事務を処理するため、渋川市福祉部こども課に事務局を置く。

２　事務局長は、こども課長をもって充てる。

３　事務局員は、こども課の職員をもって充てる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

5　渋川市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員名簿

区　分	所　属　等
委員長	福祉部長
委　員	危機管理室長
委　員	財政課長
委　員	新政策課長
委　員	交通政策課長
委　員	保険年金課長
委　員	市民協働推進課長
委　員	地域包括ケア課長
委　員	高齢者安心課長
委　員	健康管理課長
委　員	都市計画課長
委　員	教育総務課長
委　員	学校教育課長
委　員	生涯学習課長
委　員	中央公民館長
委　員	公立幼稚園長代表
委　員	公立保育所長代表

第２期渋川市子ども・子育て支援事業計画

発行：渋川市
編集：福祉部　こども課
〒377-8501　群馬県渋川市石原 80 番地
ＴＥＬ：0279-22-2111（代）
ＦＡＸ：0279-24-6541
発行年月：令和２年３月